

令和2年度第1回（第29回）魚沼市地域公共交通協議会 次第

令和2年6月29日(月)午後1時30分

魚沼市役所本庁舎3階「議会会議室」

1. 開 会

2. 開会あいさつ

3. 報 告

- 1) (資料No.1) 令和元年度魚沼市乗合タクシーの運行実績について
- 2) (資料No.2) 令和元年度入広瀬コミュニティバスの運行実績について
- 3) (資料No.3) 市役所移転に伴う規約の改正について
- 4) その他

4. 議 事

- 1) (資料No.4) 令和元年度協議会事業報告及び決算について
- 2) (資料No.5) 生活交通確保維持改善計画（フィーダー系統）（案）について
- 3) (資料No.6) 地域公共交通計画の策定について
- 4) その他

5. その他

6. 閉 会

令和2年度 魚沼市地域公共交通協議会委員名簿

(敬称略)

No.	区分	所属等	氏名	備考	
1	法第6条第2項第1号の委員(市町村)	魚沼市長	佐藤 雅一	会長	
2	法第6条第2項第2号の委員	東日本旅客鉄道株式会社	浦佐 駅長		
3		南越後観光バス株式会社		関 正太	
4		魚沼市タクシー協会	会長	小島 由紀子	
5		ひかり交通株式会社	代表取締役	渡辺 恵介	
6		入広瀬コミュニティ協議会	会長	梶沢 一彦	
7		国土交通省北陸地方整備局 長岡国道事務所 計画課	課長	長谷川 孝志	
8		新潟県魚沼地域振興局地域整備部	副部長	宮嶋 孝吉	
9		魚沼市産業経済部	副部長	星 政晴	監査員
10		法第6条第2項第3号の委員	新潟県小出警察署	署長	松川 寛治
11	(公安委員会、利用者、学識経験者、市町村が必要と認める者)	堀之内連合区長会	会長	波方 稔	監査員
12		小出四日町区連合自治会	会長	磯部 三千夫	
13		湯之谷地区自治会連絡協議会	会長	内田 一	
14		広神連合自治会	会長	青山 春彦	
15		守門地区囑託員会	会長	佐藤 健	
16		入広瀬区長会	代表	浅井 作松	
17		長岡工業高等専門学校 環境都市工学科	教授	宮腰 和弘	副会長
18		国土交通省北陸信越運輸局交通政策部 交通企画課	課長	佐々木 凜太郎	
19		国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局	首席運輸企画専門官	大田 尊博	
20		新潟県魚沼地域振興局企画振興部 地域振興課	課長	貝瀬 明	
21		新潟県立小出高等学校	校長	梶 良成	
22		魚沼市老人クラブ連合会	会長	佐藤 喜郎	
23		魚沼市地域自立支援協議会	会長	井口 正博	
24		日本労働組合総連合会新潟県連合会 中越地域協議会	議長	矢島 良彦	
25		魚沼市市民福祉部介護福祉課	課長	戸田 千穂子	

魚沼市地域公共交通協議会規約

(設置)

第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「計画」という。）の作成及び計画の実施に係る必要な協議を行うとともに、道路運送法の規定に基づき地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、協議会として設置する。

(名称)

第2条 この会の名称は、魚沼市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、魚沼市小出島910番地魚沼市役所本庁舎内に置く。

(目的)

第4条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生のための地域における取り組みを総合的かつ効率的に推進することを目的とする。

(協議事項等)

第5条 協議会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 計画の作成及び計画の変更に関すること。
- (2) 計画の実施に関すること。
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様並びに運賃及び料金等の協議に関すること
- (4) 道路運送法施行規則第49条第2項に規定する公共交通空白地有償運送の協議に関すること
- (5) 地域公共交通確保維持改善事業に関すること。
- (6) 協議会の運営に関すること
- (7) その他協議会が必要と認めること。

(組織)

第6条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長1人
- (2) 副会長1人
- (3) 監査員2人

3 会長、副会長及び監査員は相互に兼ねることはできない。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 別表に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第8条 会長は、魚沼市長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長は、協議会の会計を監査する監査員を委員の中から任命する。

(副会長)

第9条 副会長は、委員の中から協議会において互選する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代理する。

(監査員)

第10条 監査員は、協議会の会計監査を行う。

- 2 監査員は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。

(事務局)

第11条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、魚沼市市民福祉部生活環境課内に事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長を置き、魚沼市生活環境課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、魚沼市生活環境課職員をもって充てる。

(協議会の会議の運営等)

第12条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 協議会の決議方法は、会議出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。
- 6 協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。
- 7 協議会は原則として公開で行うとともに、協議会に関する情報は魚沼市のホームページ等を利用して公表する。
- 8 会長は、軽易な事項又は急を要する事項については、書面をもって賛否を求め、その回答をもって会議の議決に代えることができる。この場合において、第2項及び第4項の規定を準用する。

(分科会の設置)

第13条 協議会は、計画の実施等にあたり、分科会を設置することができる。

2 分科会の名称、構成員、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第 14 条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第 15 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

- 2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。
- 3 前各号に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第 16 条 委員及び第 12 条第 5 項の関係者（以下「協議会委員等」という。）が協議会の会議等に出席したときは、報酬を受けることができる。ただし、行政機関の職員については、これを支給しない。

- 2 協議会委員等及び事務局職員が研修会等のため旅行したときは、費用弁償を受けることができる。
- 3 報酬及び費用弁償の額及び支給方法等については、会長が別に定める。

(協議会の解散等)

第 17 条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散をもって打ち切り、会長が精算する。

(規約の変更)

第 18 条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。ただし、緊急を要する場合及び軽微な変更にあつては会長の決するところとし、その後の協議会においてこれを報告するものとする。

(その他)

第 19 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成21年3月17日から施行する。

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

この規約は、平成21年9月1日から施行する。

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

この規約は、平成29年6月20日から施行する。

この規約は、平成29年7月25日から施行する。

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

この規約は、令和元年6月27日から施行する。

この規約は、令和2年5月7日から施行する。

別表（第6条関係）

区 分	委 員
法第6条第2項第1号の委員	魚沼市長
法第6条第2項第2号の委員	南越後観光バス株式会社 乗合部長
	魚沼市タクシー協会 会長
	ひかり交通株式会社 代表取締役
	東日本旅客鉄道株式会社浦佐駅 駅長
	入広瀬コミュニティー協議会 会長
	国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所調査課 課長
	新潟県魚沼地域振興局地域整備部計画調整課 課長
	魚沼市産業経済部建設課 課長
法第6条第2項第3号の委員	新潟県小出警察署 署長
	地域公共交通の利用者（堀之内地区、小出地区、湯之谷地区、広神地区、守門地区、入広瀬地区）
	学識経験者
	国土交通省北陸信越運輸局交通政策部交通企画課 課長
	国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局 首席運輸企画専門官
	新潟県魚沼地域振興局企画振興部地域振興課 課長
	新潟県立小出高等学校 校長
	魚沼市老人クラブ連合会 会長
	魚沼市地域自立支援協議会 会長
	日本労働組合総連合会新潟県連合会中越地域協議会 議長
	魚沼市市民福祉部介護福祉課 課長

令和元年度実績報告書

魚沼市乗合タクシー
小出まちなか循環線
入広瀬コミュニティバス



令和2年6月29日
第29回 魚沼市地域公共交通協議会

目次

1. 事業者別運行系統	1
2. 魚沼市ネットワーク路線図	2
3. 地域別 利用者実績	3
(1) 利用者総数の推移	4
(2) 地域別乗合タクシー推移	5
4. 路線別 乗合タクシー 利用者実績	6
(1) 運行系統別利用者数実績	7
(2) 小出地域乗合タクシー	8
(3) 小出まちなか循環線	9
(4) 堀之内地域乗合タクシー	10
(5) 湯之谷地域乗合タクシー	11
(6) 広神地域乗合タクシー	12
(7) 守門地域乗合タクシー	13
(8) 入広瀬コミュニティバス	14
5. 魚沼市乗合タクシー事業費	15
(1) 運行回数・運行率	16
(2) 運行者別事業費	17

1. 事業者別運行系統

【地域公共交通確保維持事業 乗合タクシーの運行内容】 平成31年4月から令和2年3月

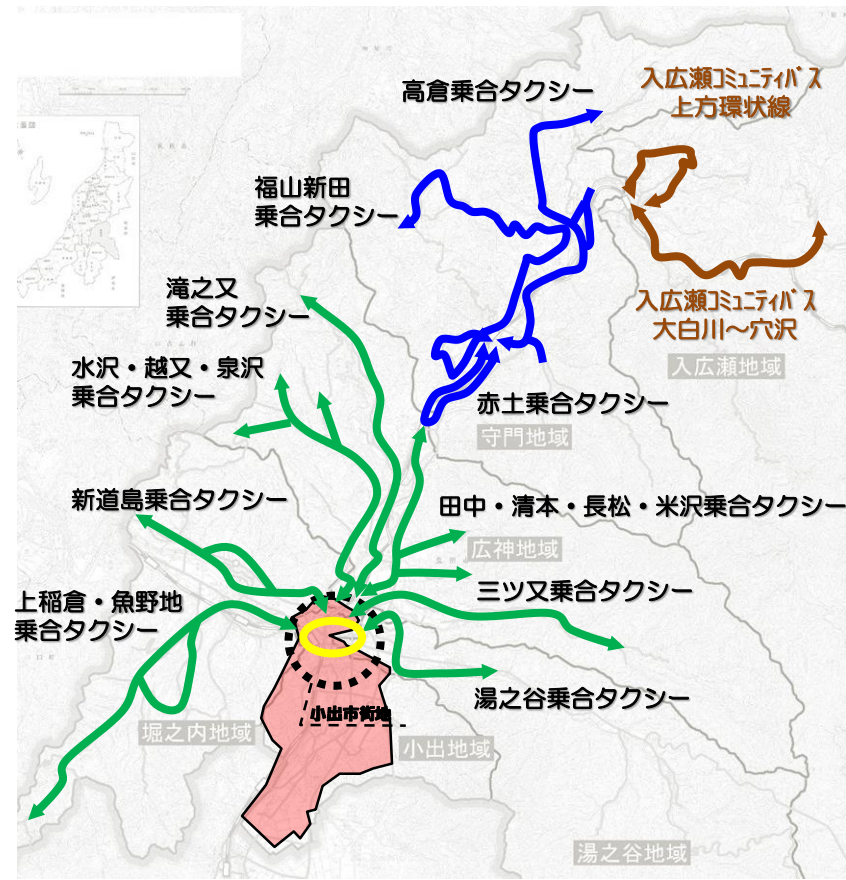
運行態様	運 行 者	運行系統名
区域運行 デマンド型	株式会社小出タクシー	小出地域乗合タクシー 湯之谷地域乗合タクシー 田中・清本・長松・米沢乗合タクシー 三ツ又乗合タクシー
	ひかり交通株式会社	上稲倉・魚野地乗合タクシー 新道島乗合タクシー
	奥只見タクシー株式会社	滝之又乗合タクシー 水沢・越又・泉沢乗合タクシー
	観光タクシー株式会社	赤土乗合タクシー 福山新田乗合タクシー 高倉乗合タクシー
路線定期運行	奥只見タクシー株式会社	小出まちなか循環線（順回り） 小出まちなか循環線（逆回り）

【その他 乗合タクシーの運行内容】 平成31年4月から令和2年3月

運行態様	運 行 者	運行系統名
区域運行 デマンド型	奥只見タクシー株式会社	広神地域内定期便
自家用有償旅 客運送	入広瀬コミュニティ協議会	入広瀬コミュニティバス（H29.10.1～）

2. 魚沼市ネットワーク路線図

【地域乗合タクシー・小出まちなか循環線の運行内容】



◆地域乗合タクシー(デマンド型区域運行)

小出地域

- ・運賃: 1回 300円
- ・平日運行(祝日、12月29日から1月3日は除く)

堀之内・湯之谷・広神地域(小出周辺地域)

- ・小出駅前バス停に接続、小出市街地まで移動可能
- ・運賃: 1回 300円
- ・平日運行(祝日、12月29日から1月3日は除く)
- ・広神地域は、路線ごとに曜日限定運行

広神地域内定期便

- ・広神憩の家方面行き
- ・運賃: 1回 200円

守門地域

- ・守門診療所で路線バスと乗継、JR越後須原駅に接続
- ・運賃: 1回 200円

◆小出まちなか循環線(路定期運行)

小出市街地(順回り、逆回り)

- ・30分に1本運行
- ・運賃は100円/回
- ・平日運行(祝日、12月29日から1月3日は除く)

◆入広瀬コミュニティバス

入広瀬地域

- ・入広瀬コミュニティ協議会…別紙

小出市街地の乗り入れ路線 ↔

地域内のみ運行路線 ↔

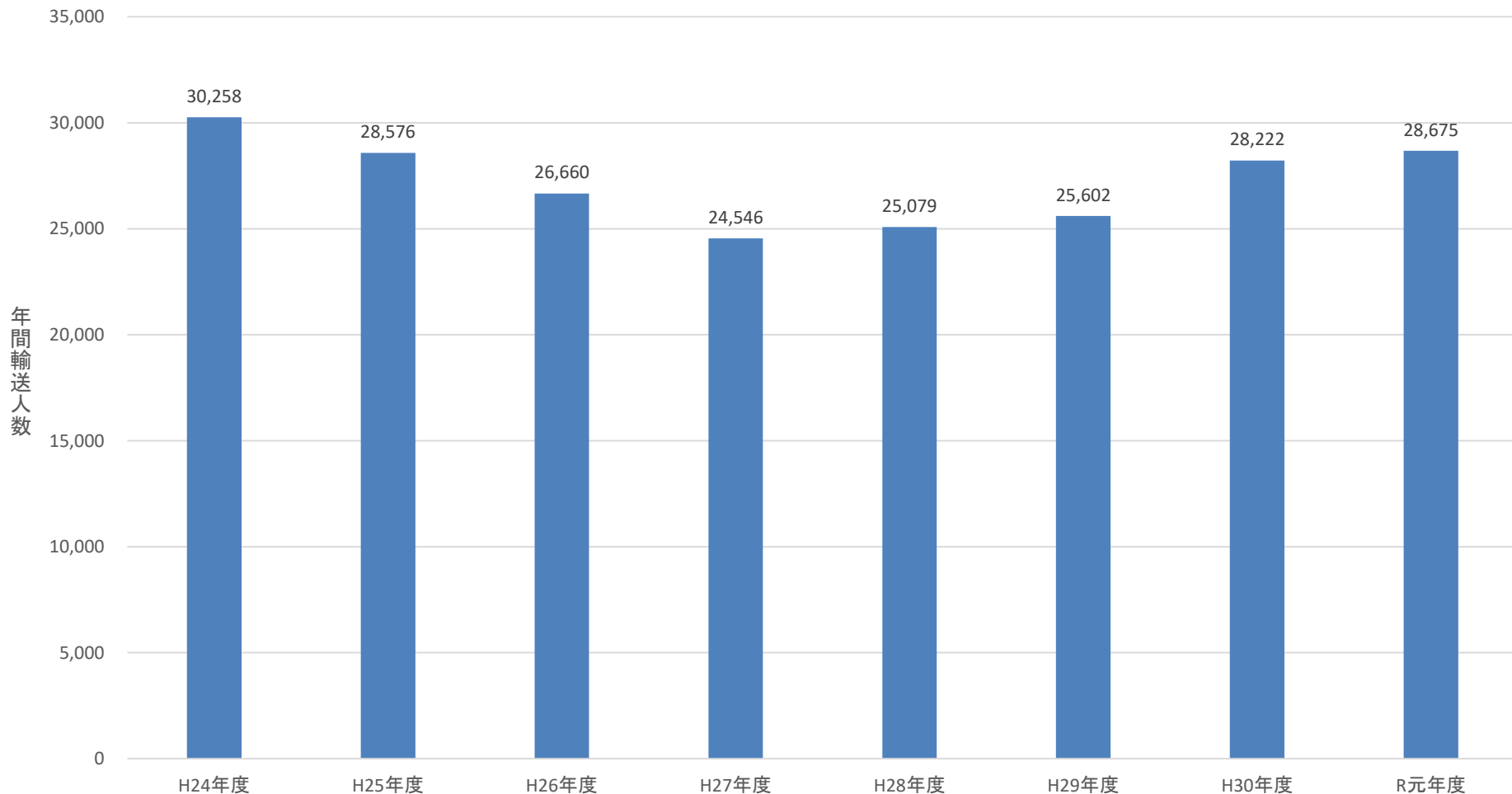
小出まちなか循環線 ↔

小出地域乗合タクシーエリア

3. 地域別 利用者実績

(1)利用者総数の推移

・利用者数が減少した路線があったものの、全体の利用者数は前年比101.6%となり、平成25年度水準まで回復した。

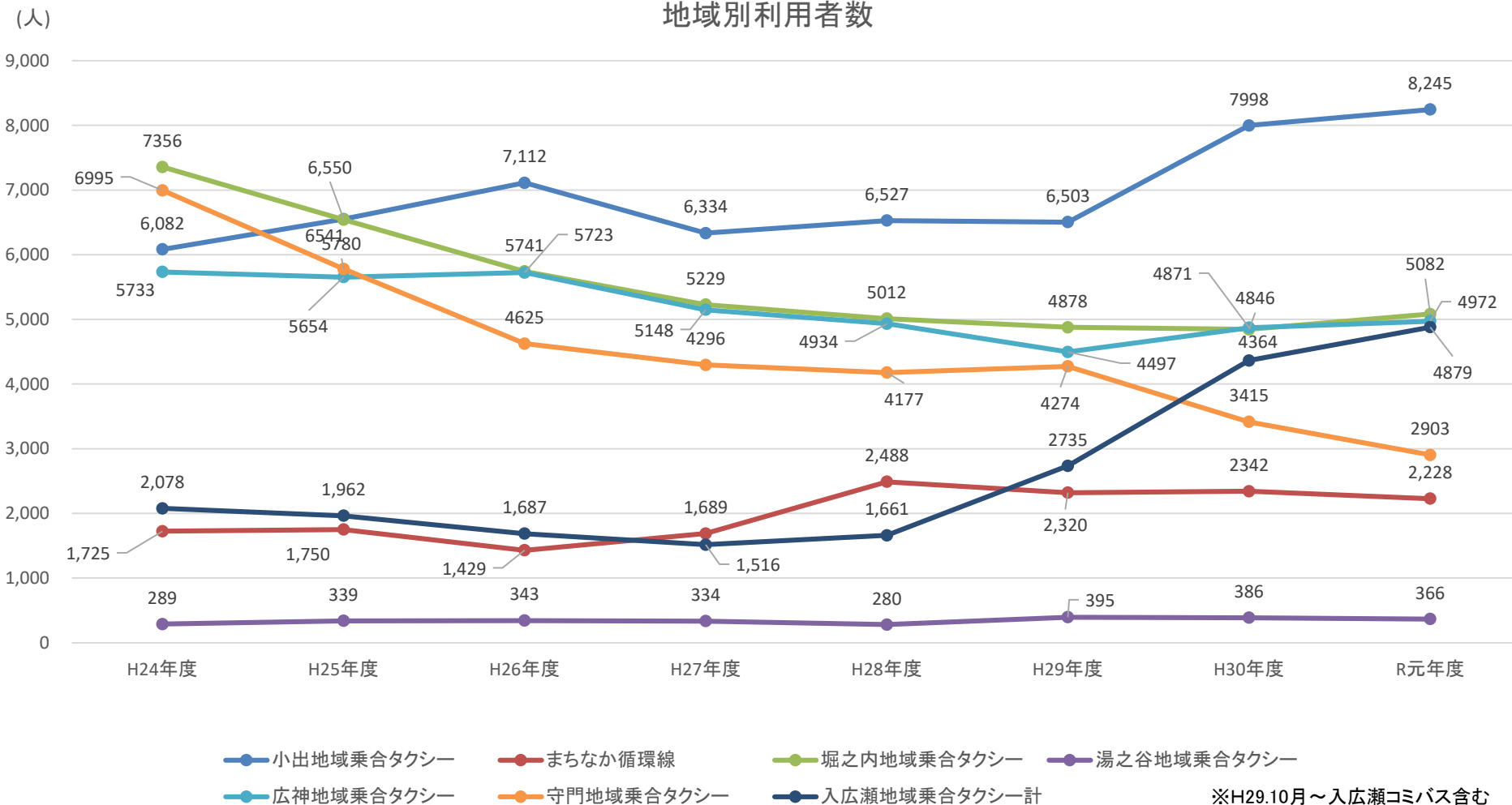


※各地域の地域乗合タクシー、広神地域内定期便、小出まちなか循環線、入広瀬コミュニティバスの各路線の利用者数を積み上げた値
入広瀬コミュニティバス運行(H29.10.1から)

(2)地域別乗合タクシー推移

- ・小出地域乗合タクシーの利用者数が最も多く、堀之内、広神、入広瀬地域の利用者がほぼ同数となっている。
- ・人口規模が大きい地域の利用者が多い中、人口規模が最も小さい入広瀬地域の利用者が多くなっているのが特徴となっている。

地域別利用者数



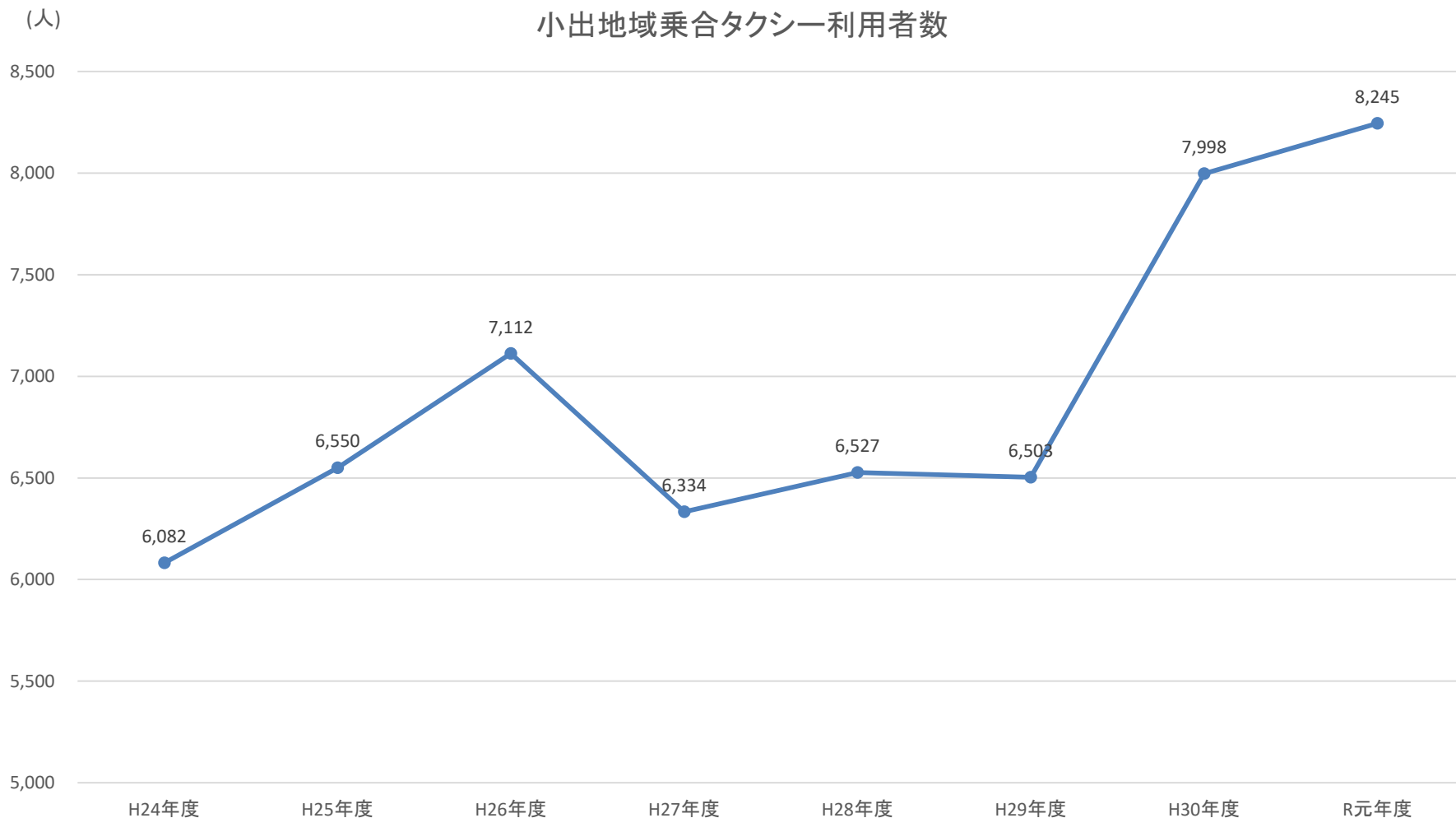
4. 路線別 乗合タクシー 利用者実績

(1)運行系統別利用者数実績

	運行系統	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	前年比
小 出地域	小出	6,082人	6,550人	7,112人	6,334人	6,527人	6,503人	7,998人	8,245人	103.1%
	まちなか循環線	1,725人	1,750人	1,429人	1,689人	2,488人	2,320人	2,342人	2,228人	95.1%
堀之内地域	上稲倉・魚野地	5,971人	5,296人	4,338人	3,966人	3,724人	3,564人	3,760人	4,068人	108.2%
	新道島	1,385人	1,245人	1,403人	1,263人	1,288人	1,314人	1,086人	1,014人	93.4%
湯之谷地域	湯之谷	289人	339人	343人	334人	280人	395人	386人	366人	94.8%
広 神地域	滝之又～小出	1,600人	1,313人	1,293人	1,030人	1,042人	1,031人	1,082人	1,439人	133.0%
	水沢～小出	645人	775人	789人	733人	782人	804人	879人	948人	107.8%
	田中～小出	226人	301人	376人	320人	324人	452人	453人	447人	98.7%
	三ツ又～小出	758人	699人	890人	827人	878人	877人	891人	835人	93.7%
	広神定期便	2,504人	2,566人	2,375人	2,238人	1,908人	1,333人	1,566人	1,303人	83.2%
守 門地域	高倉～須原	2,743人	2,734人	2,305人	2,249人	2,244人	2,406人	2,202人	1,587人	72.1%
	福山～須原	4,080人	2,922人	2,191人	1,970人	1,863人	1,801人	1,164人	1,216人	104.5%
	大倉～須原	136人	91人	87人	16人	23人	28人	14人	3人	21.4%
	大倉沢～赤土	36人	33人	42人	61人	47人	39人	35人	97人	277.1%
入広瀬地域 (H29.10月から コミュニティバス)	上方環状線	1,490人	1,689人	1,435人	1,252人	1,295人	1,381人	2,235人	2,696人	120.6%
	穴沢～大白川	588人	273人	252人	264人	366人	574人	1,059人	1,180人	111.4%
	穴沢・大栃山						780人	1,070人	1,003人	93.7%
	計	30,258人	28,576人	26,660人	24,546人	25,079人	25,602人	28,222人	28,675人	101.6%

(2)小出地域乗合タクシー

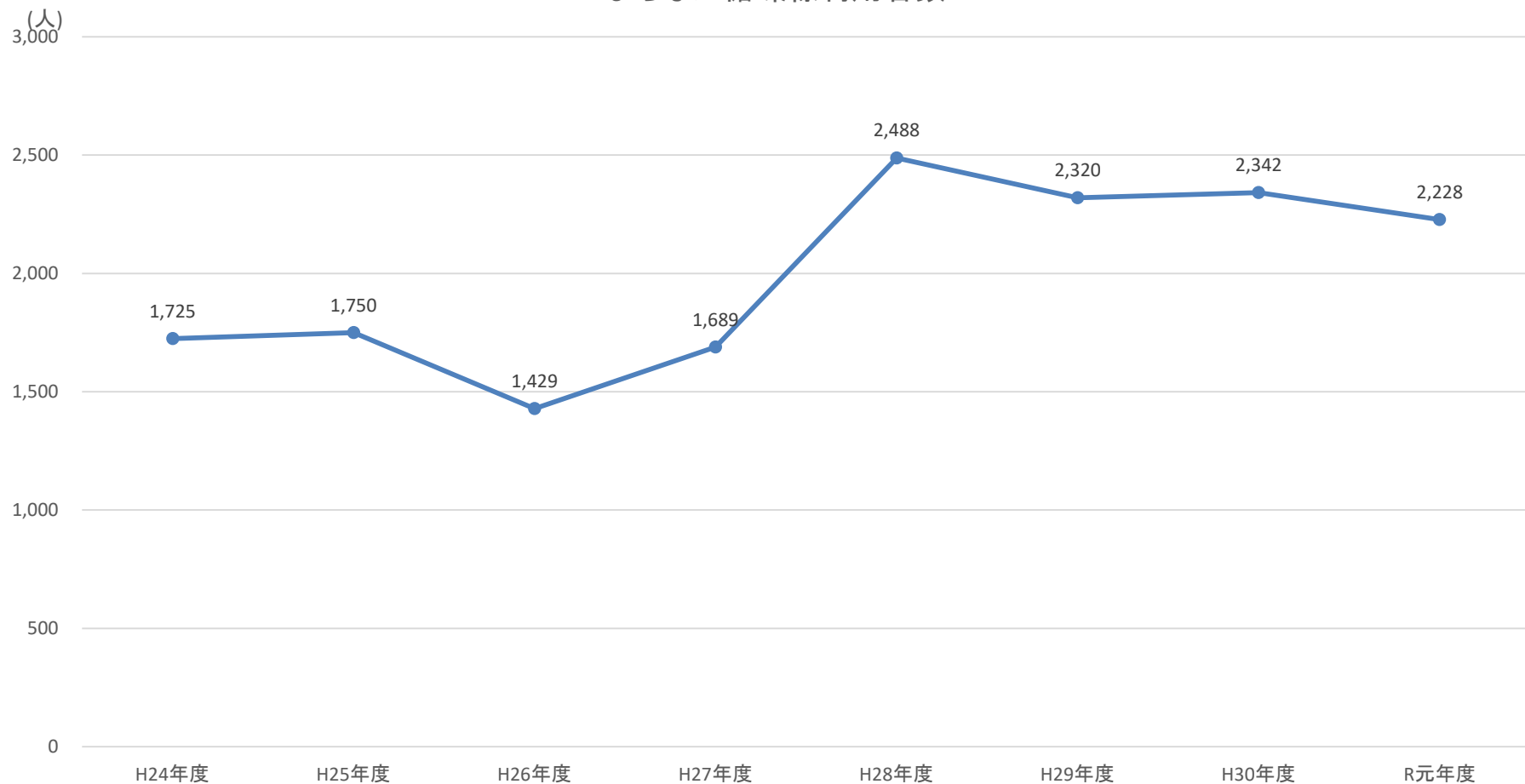
・利用者が前年比103.1%となり、小出市街地と周辺の生活圏を結ぶ生活交通として、着実に定着している。



(3)小出まちなか循環線

・利用者が前年比横ばいで推移していたが、2月から3月にかけて前年比75%と落ち込み、利用者が伸びなかった。

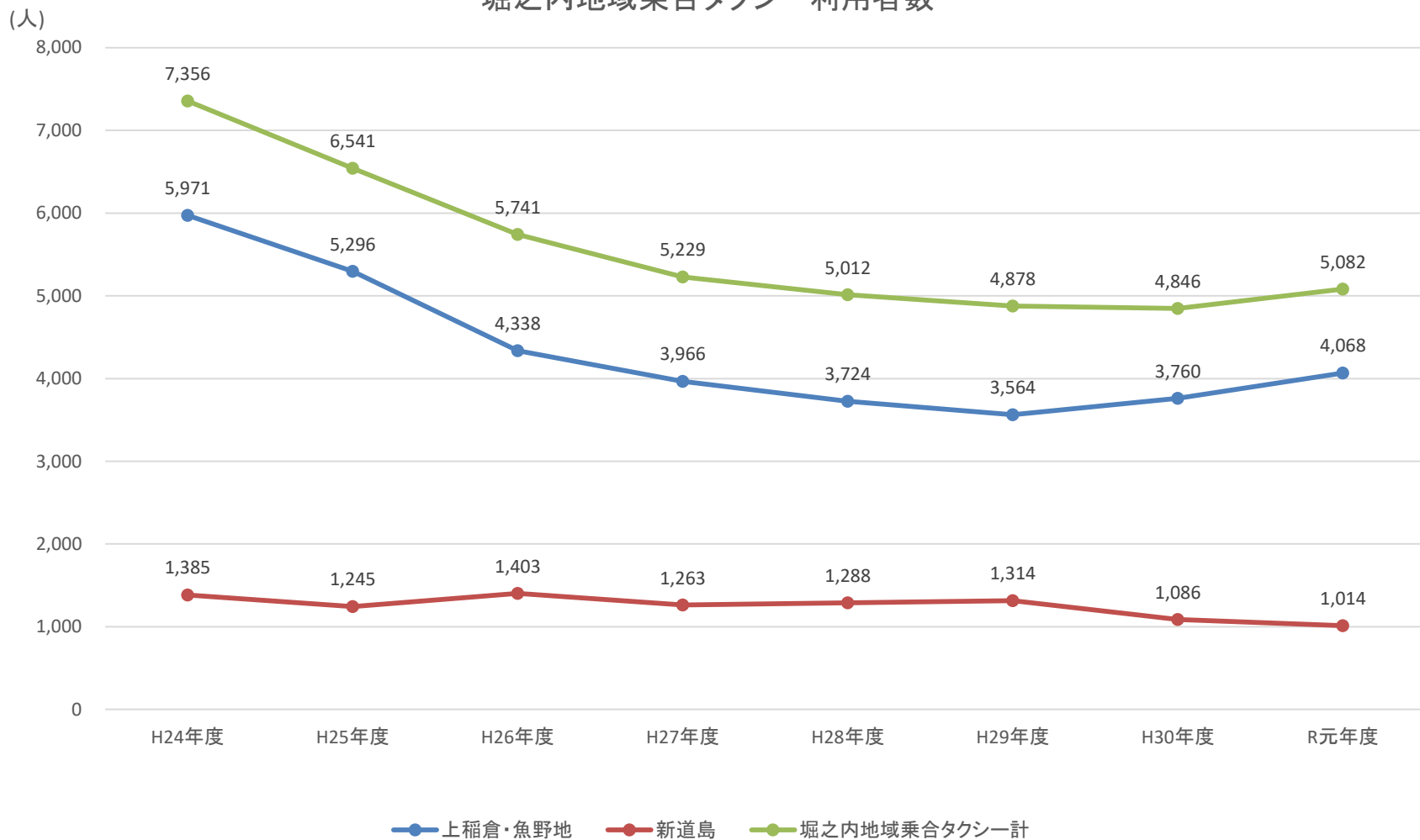
まちなか循環線利用者数



(4) 堀之内地域乗合タクシー

- ・地域全体では、前年比104.9%となり利用者数が増加した。
- ・上稲倉・魚野地線は、堀之内市街地からの利用者が増え、前年比108.2%となった一方で、新道島線については、前年比93.4%となり、高齢化の影響で年々減少している。

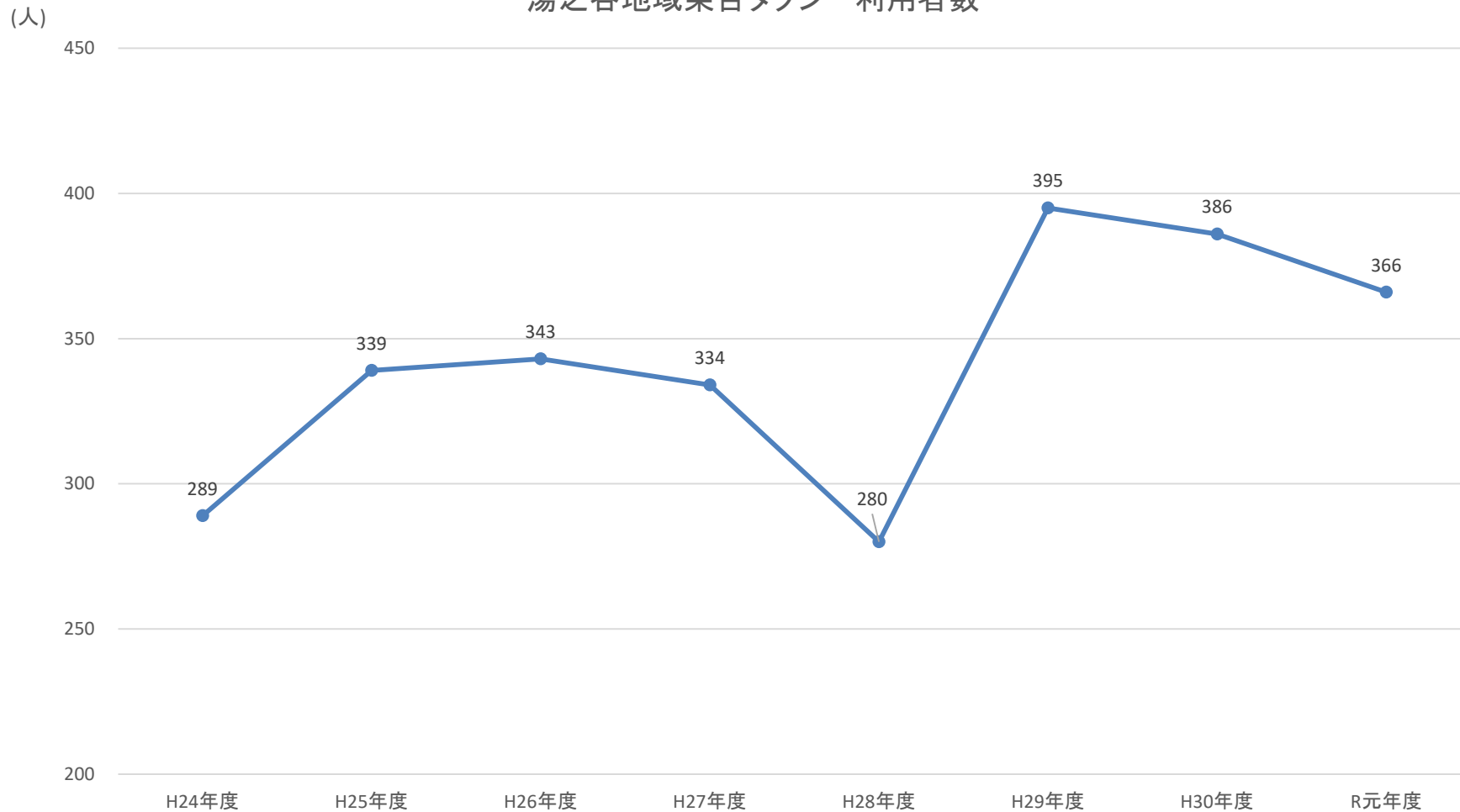
堀之内地域乗合タクシー利用者数



(5) 湯之谷地域乗合タクシー

・運行回数が少なく限られた区域での運行計画のなか、高齢化の影響もあり前年比94.8%となった。

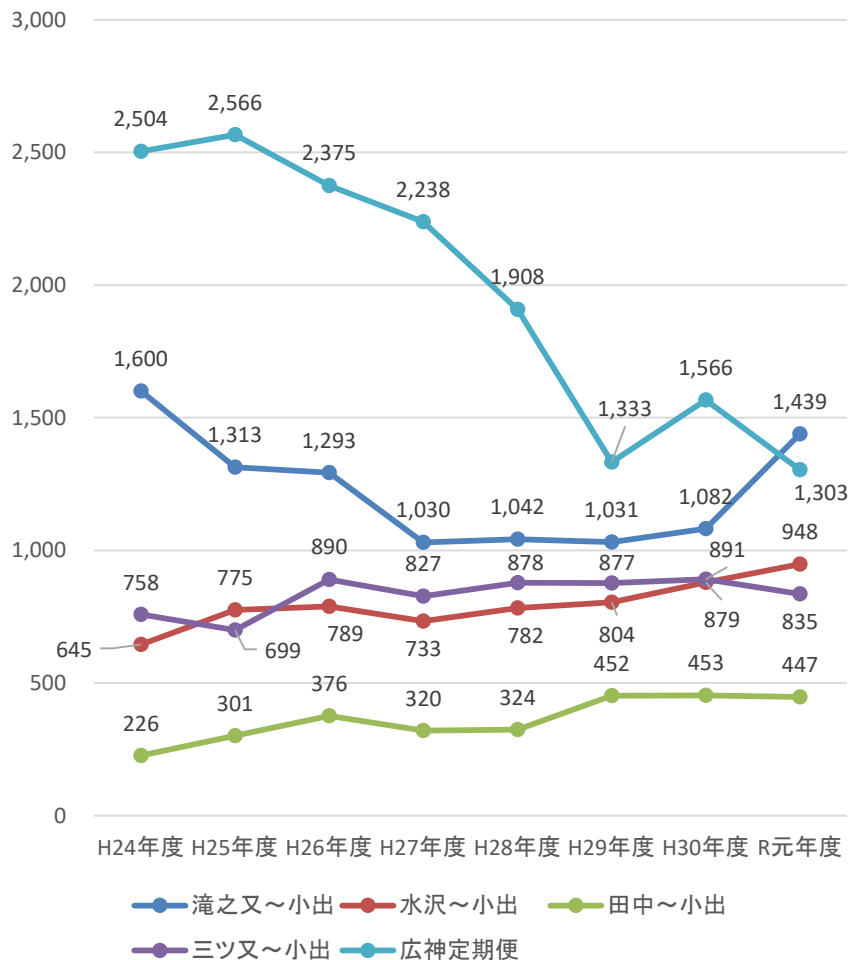
湯之谷地域乗合タクシー利用者数



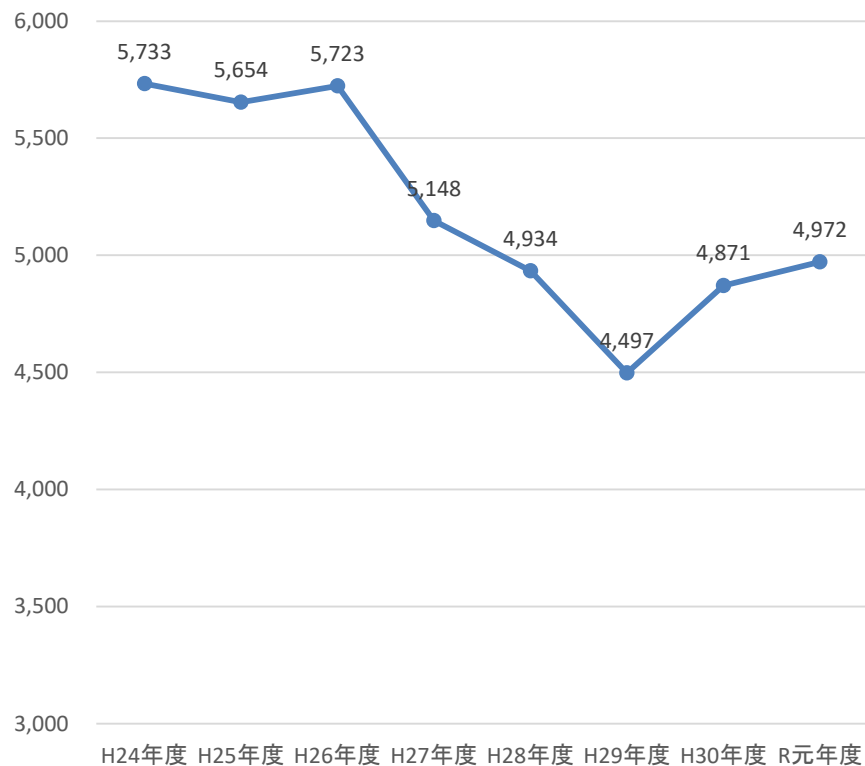
(6) 広神地域乗合タクシー

・地域全体では、前年比102.3%となり、昨年から増加に転じている。ショッピングセンターへの利便性が高まったことから、買い物での利用が少しずつ増えている。

(人) 広神地域乗合タクシー 路線別利用者数

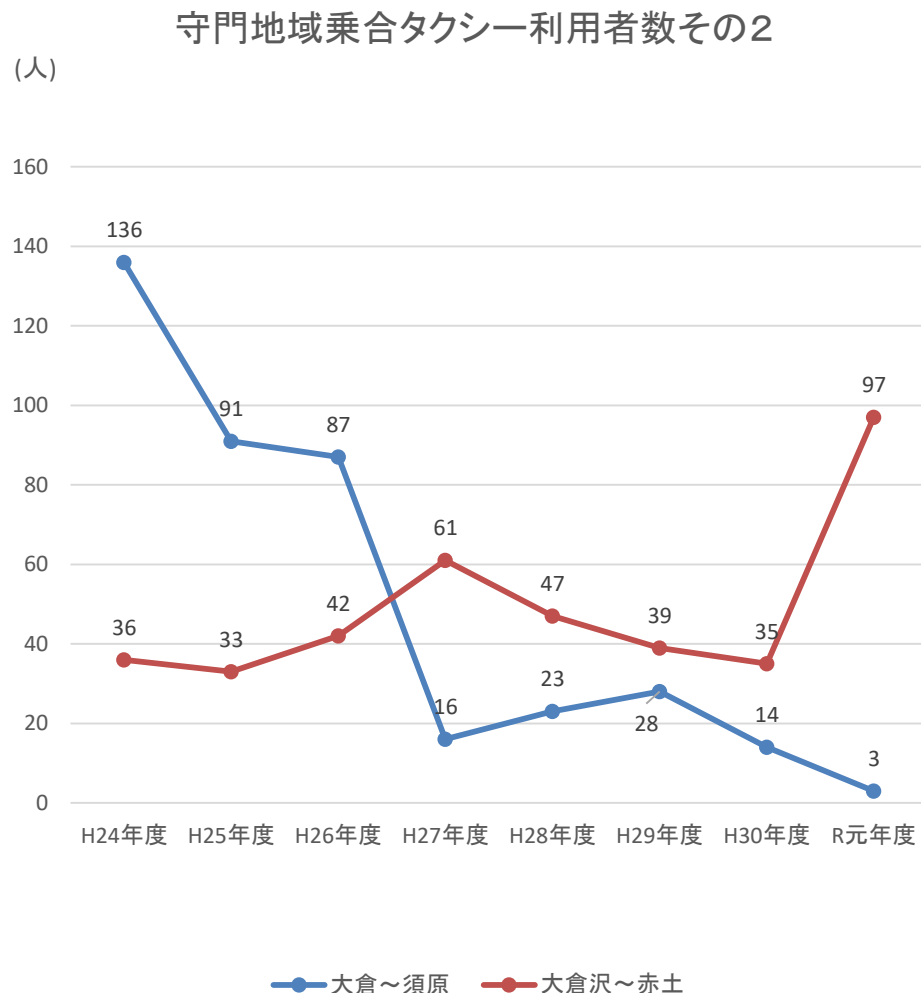
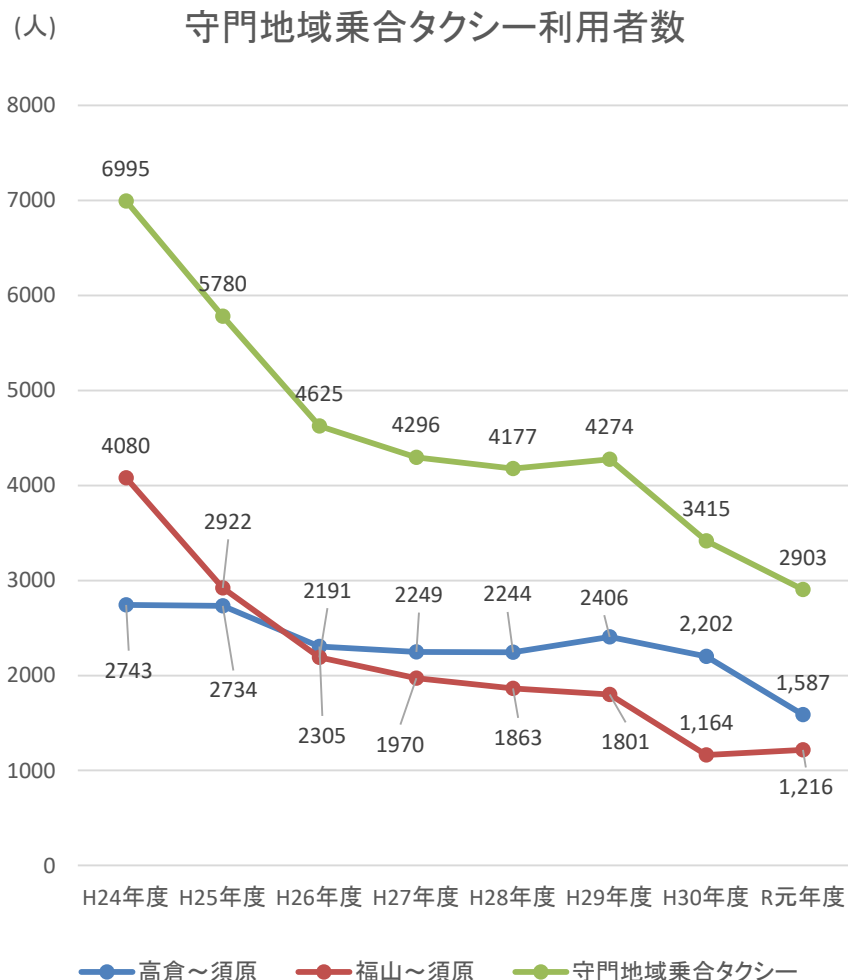


(人) 広神地域乗合タクシー利用者数



(7) 守門地域乗合タクシー

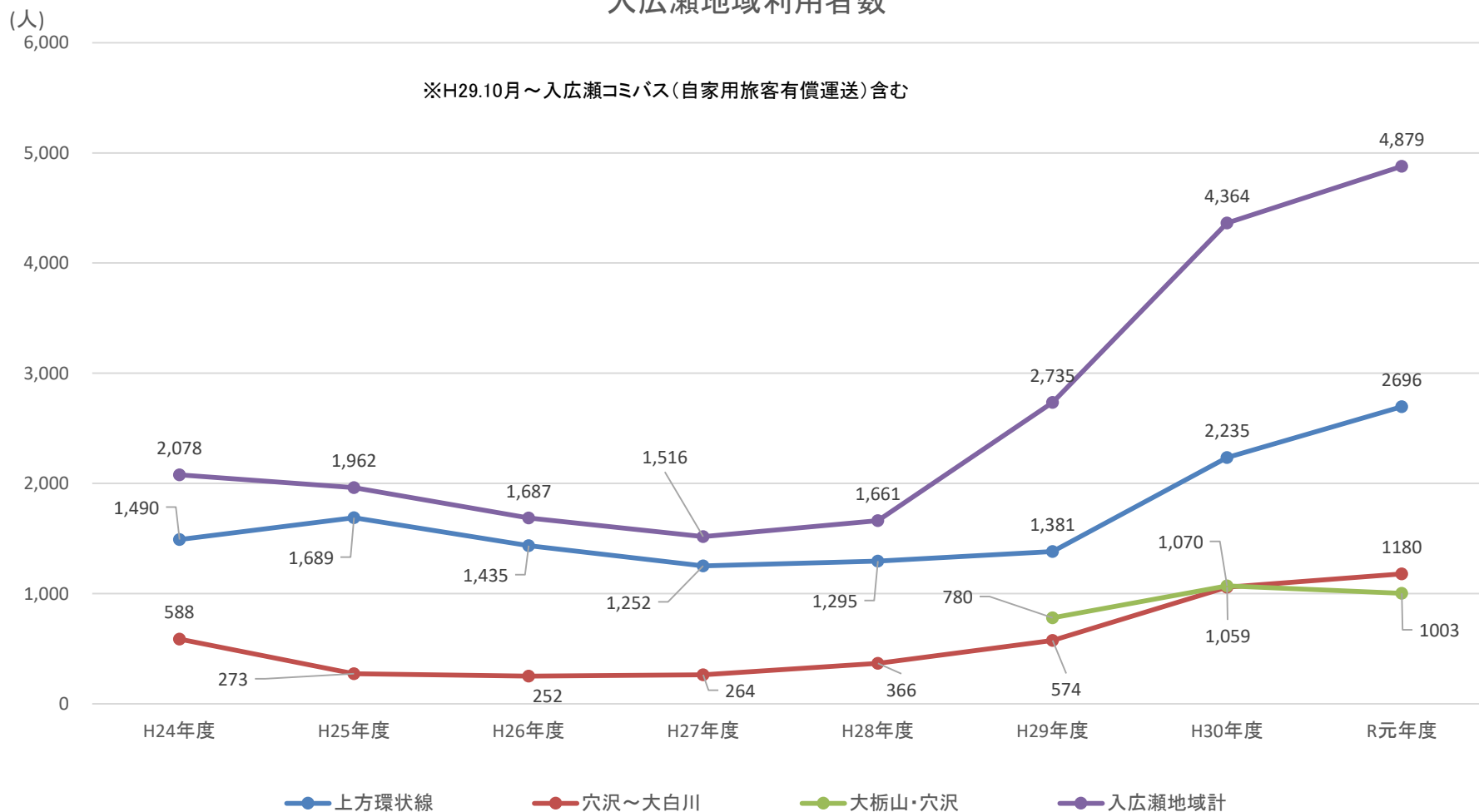
- ・高倉乗合タクシーの利用者数が大幅に減少し、地域全体では前年比85.0%となった。
- ・福山新田乗合タクシーは前年比104.5%となったが、今後、中学生の通学定期利用が無くなるため、新規利用者が無い場合は、更なる減少が見込まれる。
- ・高倉乗合タクシーについては、利用者のほとんどが高齢者の為、亡くなった、施設に入所した、デイサービスに行くようになった等の理由により前年比72.0%となった。その一方で、小出市街地への運行を行った赤土線については、前年比277.1%となった。



(8)入広瀬コミュニティバス

- ・入広瀬地域全体では、前年比111.8%となり、平成29年度から利用者数が飛躍的に増加している。
- ・平成29年10月から運行を開始したコミュニティバスが住民に広く認知され、移動を必要とする高齢者の利用が増加した。

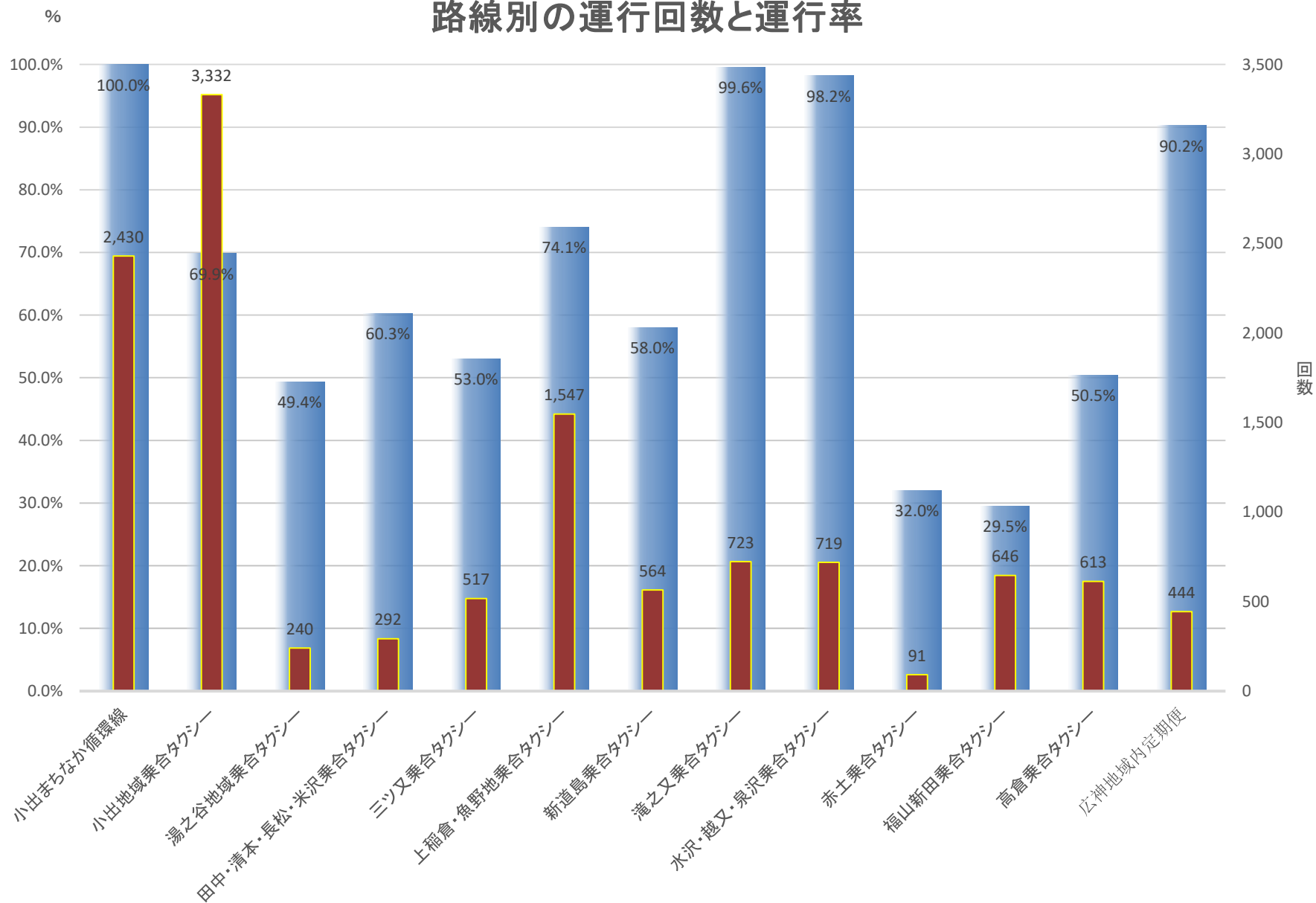
入広瀬地域利用者数



5. 魚沼市乗合タクシー事業費

(1) 運行回数・運行率

路線別の運行回数と運行率



(2) 運行者別事業費内訳

単位：円

運 行 者	事業費	内魚沼市補助金	内国庫補助金	内運賃収入	運行系統名
株式会社小出タクシー	18,086,760	10,983,060	5,155,000	1,948,700	小出地域乗合タクシー 湯之谷地域乗合タクシー 田中・清本・長松・米沢乗合タクシー 三ツ又乗合タクシー
ひかり交通株式会社	15,927,840	11,795,640	3,019,000	1,113,200	上稲倉・魚野地乗合タクシー 新道島乗合タクシー
奥只見タクシー株式会社	14,235,480	12,207,680	978,000	1,049,800	滝之又乗合タクシー 水沢・越又・泉沢乗合タクシー 広神地域定期便 小出まちなか循環線（順回り） 小出まちなか循環線（逆回り）
観光タクシー株式会社	12,685,140	10,209,040	2,050,000	426,100	赤土乗合タクシー 福山新田乗合タクシー 高倉乗合タクシー
計	60,935,220	45,195,420	11,202,000	4,537,800	

（国庫補助金は、運行者へ直接交付）

令和元年度 コミュニティバス実績

資料№2

●入広瀬コミュニティ協議会（コミバス会計）決算

収 入 額		支 出 額		備 考	
会 費	480,000 円	補 助 分	賃 金	2,615,000 円	会費@2,000×240世帯 (加入率47.5%)
協 賛 金	280,000 円		車 輛 経 費	1,071,311 円	
市 補 助 金	4,226,000 円		事 務 費	530,475 円	
繰 越 金	962,371 円		そ の 他 支 出	10,000 円	
雑 入	88,100 円		補 助 分 計	4,226,786 円	
		単 独 分	賃 金	685,300 円	
			事 務 費	38,145 円	
			単 独 分 計	723,445 円	
収 入 額 合 計	6,036,471 円	支 出 額 合 計	4,950,231 円	翌年度繰越額1,086,240円	

●公費支出額（コミュニティ協議会への補助金を除く）

区分	支出科目	支 出 金 額			備 考
		ハイエース	ボクシー	合 計	
公費 支出	自動車保険料	141,800 円	103,350 円	245,150 円	
	自動車リース料	679,104 円	684,288 円	1,363,392 円	
	合 計	820,904 円	787,638 円	1,608,542 円	

●コミュニティバス運行に係る経費

コミュニティ協議会支出額 4,950,231 円	+	公費支出額（補助金除く） 1,608,542 円	=	運行に係る経費合計 6,558,773 円
-----------------------------	---	-----------------------------	---	--------------------------

●利用者数（月別）

区分	運行日数	利用者数	1日平均
4月	18日	393人	21.8人
5月	18日	414人	23.0人
6月	16日	364人	22.8人
7月	19日	443人	23.3人
8月	17日	419人	24.6人
9月	17日	400人	23.5人
10月	18日	440人	24.4人
11月	17日	449人	26.4人
12月	16日	470人	29.4人
1月	16日	404人	25.3人
2月	16日	401人	25.1人
3月	18日	282人	15.7人
合計	206日	4,879人	23.7人

●利用者数（方面・曜日別）

方 面	曜 日 別 利 用 者 数				
	月	火	水	金	合 計
上 方	854	225	751	866	2,696
大 橋 山 ・ 穴 沢	354	53	343	253	1,003
大 白 川	337	152	331	360	1,180
合 計	1,545	430	1,425	1,479	4,879
運 行 日 数	53	52	50	51	206
1 日 当 た り	29.2	8.3	28.5	29.0	23.7

●運行時間

曜 日	運 行 日 数	運 行 時 間			備 考
		ハイエース	ボクシー	合 計	
火	51日	154 h	62 h	216 h	
月・水・金	154日	994 h	310 h	1,304 h	
合 計	205日	1,148 h	372 h	1,520 h	

●単位当たり運行に係る経費

区 分	単位当たり経費	計 算 式
運行時間当たり	4,315 円	運行に係る経費合計6558773円 ÷ 運行時間合計1520h
利用者1人当たり	1,344 円	運行に係る経費合計6558773円 ÷ 利用者数合計4879人

入広瀬コミュニティバス運行計画

令和2年4月

入広瀬コミュニティ協議会

1. はじめに ～コミュニティ協議会の基本的な考え方～

(1) 目的

入広瀬地域内の交通不便地や高齢者をはじめとする地域住民の移動が困難な地域において、地域住民が互いに交流し助け合いながら、市民の足となるコミュニティバスの運行をコミュニティ協議会が取り組む。

(2) 入広瀬コミュニティ協議会の役割

平成28年10月から11月の2か月間にわたり魚沼市が実証実験を行い、地域住民から本格運行の実施を希望する声が多数寄せられた。

入広瀬コミュニティ協議会及び6つの地域（自治会）としては、「地域の足」を将来も持続可能にするため、地域自らが運営・運行していくことが重要だと考え、現在市が運行している「乗合タクシー」からコミュニティバスの運行に移行することとした。

＜コミュニティバスを核とした地域活性化＞

- ・平成29年10月1日運行開始
- ・安定的なコミュニティバスの運行
- ・地域に適した運行形態・運行計画
- ・コミュニティバスを活用した地域活性化
- ・コミュニティ協議会の自立促進

(3) コミュニティバスの特徴 「会員」＝「共助」地域で支えるしくみづくり

コミュニティバスは地域住民が会員となって運行を始める。また、バス運行についても安全性・安定性を確保しながら、地域内の力（地域内雇用）を活用する。

地域の課題

・自家用車を運転する人も含め、「地域の足の確保」を地域の課題として捉える

正確な需要把握

・地域の意見聴取がしやすく、正確な需要と必要なサービスの把握

運行計画策定

・利用者と運営主体の両方の視点で運行計画策定。自らの負担とサービスの関係を確認したうえで、適切なレベルを検討

柔軟な運営とサービス

・地域雇用・人材活用による地域活性化などの事業と連携した運行



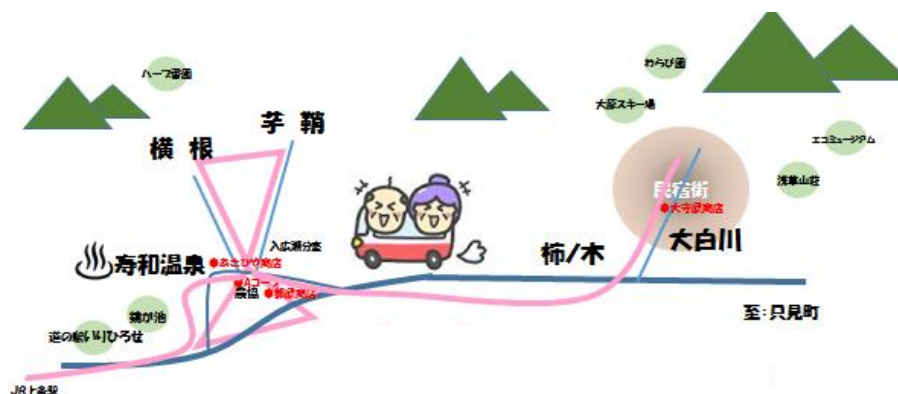
地域住民による持続的・安定的な「地域の足」確保へ

2. コミュニティバス運行計画

(1) コミュニティバス運行計画概要 <随時、見直して行く>

①運行ルート及び運行便数

入広瀬地域内を「上方方面」「大栃山・穴沢方面」「大白川方面」の3方面を基本としダイヤを設定する。



	上方方面	大栃山・穴沢方面	大白川方面
ルート	寿和温泉—芋鞘— 横根—農協—寿和温泉	寿和温泉—大栃山— 鏡ヶ池—穴沢—寿和温泉	寿和温泉—大白川— 寿和温泉
便数	5便	3便	5便
距離	8.2 km	4.3 km	18.0 km

②運行日

週3便（月・水・金）の運行を基本とし、運行日が祝日であっても運行する。

③運休日

年末年始「12月29日から1月3日」とし、天候、災害により運行を中止することがある。

④会費

1世帯2,000円とし年度会員とする。

⑤協賛金

賛同いただける方は、2,000円以上とする。

⑥運行車両

魚沼市より無償貸与（任意保険についても市で加入）小型バス（10人乗り）1台
 ※H30年10月1日より南越後観光バス（穴沢～大白川間）休止によりコミバスを増台。
 ミニバンタイプ（7人乗り）1台

⑦事務所

入広瀬庁舎に事務所を置く。

〒946-0304 新潟県魚沼市穴沢215番地1（入広瀬庁舎2階）
 入広瀬コミュニティ協議会
 Tel : 025 - 796 - 2030 Fax : 025 - 796 - 2767

(2) コミュニティバス時刻表 (R2.4.1 現在)

【上方 方面】 ※1便は電話予約があった時のみ運行

停留所	※1便	2便	5便	7便	8便
寿和温泉	-	-	12:15	14:50	-
あぶるま建設	-	-	12:17	14:52	-
農協前	-	-	12:18	14:53	-
保健センター前	-	-	12:19	-	-
穴沢バス停	-	-	②12:22	-	③17:00
入広瀬庁舎	6:43	9:35	12:23	14:54	17:01
平成館	6:46	9:38	12:26	14:57	17:04
白坂	6:47	9:39	12:27	14:58	17:05
あけぼの館	6:48	9:40	12:28	14:59	17:06
佐藤武司宅前	6:49	9:41	12:29	15:00	17:07
佐藤正行宅前	6:50	9:42	12:30	15:01	17:08
芋鞆神社入口	6:51	9:43	12:31	15:02	17:09
田小屋アパート前	6:53	9:45	12:33	15:04	17:11
渡辺フジイ宅前	6:55	9:47	12:35	15:06	17:13
亀山勝二宅前	6:57	9:49	12:37	15:08	17:15
渡辺政支宅前	6:58	9:50	12:38	15:09	17:16
松尾勝一宅前	7:00	9:52	12:40	15:11	17:18
みずほ会館	7:01	9:53	12:41	15:12	17:19
渡辺文雄宅前	7:03	9:55	12:43	15:14	17:21
佐藤サク宅前	7:04	9:56	12:44	15:15	17:22
平野又十字路	7:07	9:59	12:47	15:18	17:25
平野又アパート	7:08	10:00	12:48	15:19	17:26
農協前	-	10:01	12:49	15:20	-
保健センター前	-	10:02	-	-	-
寿和温泉	-	-	12:52	15:23	-
農協前	-	-	12:55	15:26	-
穴沢バス停	①7:10	-	-	-	-
入広瀬庁舎	-	10:04	12:56	15:27	17:28

【大白川 方面】

停留所	★1便	★2便	★3便	★4便	★5便
鏡ヶ池	-	-	10:45	12:17	-
保健センター前	-	-	10:48	12:20	-
農協前	-	-	10:49	12:21	-
入広瀬庁舎	6:30	8:30	10:50	12:22	17:00
穴沢バス停	6:31	8:31	10:51	⑤12:23	⑥17:01
穴沢寺前	6:32	8:32	10:52	12:24	17:02
柿ノ木	6:37	8:37	10:57	12:29	17:07
大白川駅	6:43	8:43	11:03	12:35	17:13
木工所	6:44	8:44	11:04	12:36	17:14
本村十字路	6:46	8:46	11:06	12:38	17:16
大雲沢ヒュッテ	6:49	8:49	11:09	12:41	17:19
大白川神社	6:51	8:51	11:11	12:43	17:21
山菜会館	6:52	8:52	11:12	12:44	17:22
本村十字路	6:53	8:53	11:13	12:45	17:23
木工所	6:55	8:55	11:15	12:47	17:25
末沢処理場入口前	6:57	8:57	11:17	12:49	17:27
末沢三叉路	6:59	8:59	11:19	12:51	17:29
大白川駅	7:00	9:00	11:20	12:52	17:30
柿ノ木	7:06	9:06	11:26	12:58	17:36
穴沢寺前	7:11	9:11	11:31	13:03	17:41
穴沢バス停	④7:12	9:12	11:32	13:04	17:42
農協前	-	9:13	11:34	13:05	-
保健センター前	-	9:14	-	-	-
あぶるま建設	-	-	11:35	13:06	-
寿和温泉	-	-	11:37	13:07	-
入広瀬駅	-	-	-	13:09	-
鏡ヶ池	-	9:17	11:41	-	-
入広瀬庁舎	-	9:20	11:44	13:11	17:43

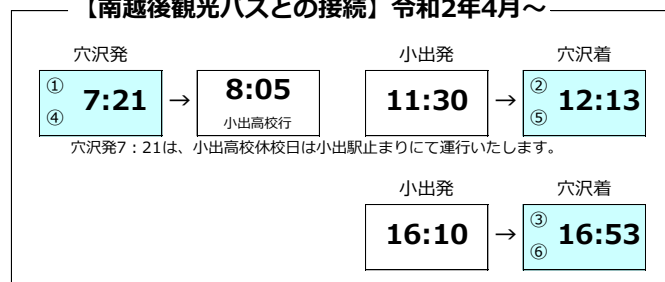
【大栃山・穴沢 方面】

停留所	3便	4便	6便
入広瀬庁舎	10:15	11:45	14:10
農協前	10:16	11:46	14:11
保健センター前	10:17	11:47	14:12
スポーツセンター	10:19	11:49	14:14
寿和温泉	-	-	14:16
入広瀬駅	10:21	11:51	14:18
大島晃宅前	10:22	11:52	14:19
須田宅前	10:23	11:53	14:20
大栃山入口(やまけ)	10:24	11:54	14:21
北新工機前	10:25	11:55	14:22
鏡ヶ池	10:26	11:56	14:23
黒又入口(消防小屋前)	10:27	11:57	14:24
井口建設工業	10:28	11:58	14:25
志田英人宅前	10:29	11:59	14:26
穴沢神社前	10:30	12:00	14:27
清水住宅	10:30	12:00	14:27
穴沢ふれあい館	10:31	12:01	14:28
地藏様前	10:32	12:02	14:29
原集会所	10:33	12:03	14:30
中手原住宅	10:34	12:04	14:31
入広瀬庁舎	10:36	12:06	14:33
農協前	10:37	12:07	14:34
保健センター前	10:38	-	-
寿和温泉	-	12:10	14:37
入広瀬庁舎	10:40	-	-

【※1 便は、電話予約があった場合のみ運行します】

予約は、入広瀬庁舎 2 階 796-2030 まで
(月～金 9:00-16:00 土日、祝祭日は除く)

【南越後観光バスとの接続】令和2年4月～

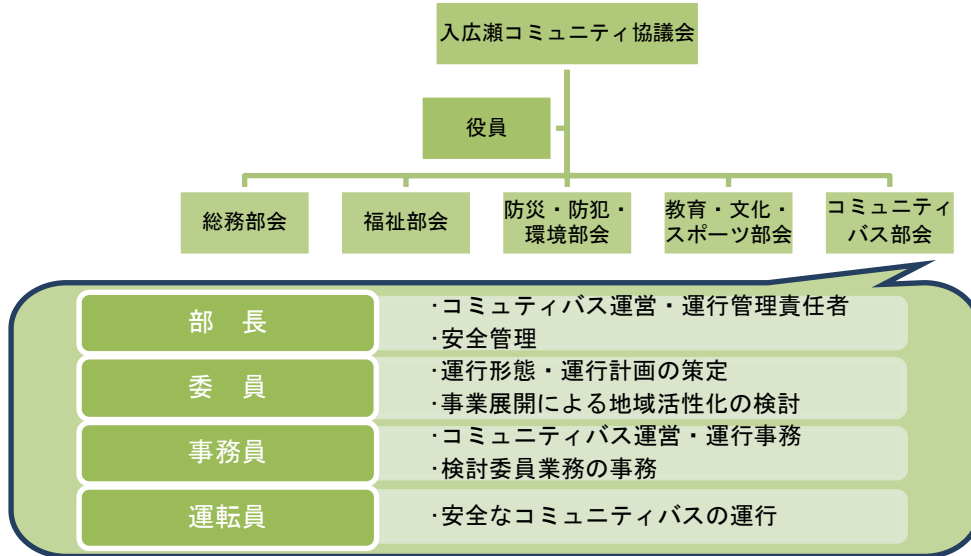


- 1) 定時、3路線(上方方面、大栃山・穴沢方面、大白川方面)で運行します。
- 2) 停留所でお待ちいただくか、自宅付近の運行経路上でお待ちください。
- 3) ★1～5便は、増台したコミバス(トヨタ VOXY)が走ります。
- 4) 「乗り合いタクシー」の運行はありません。

3. 組織体制

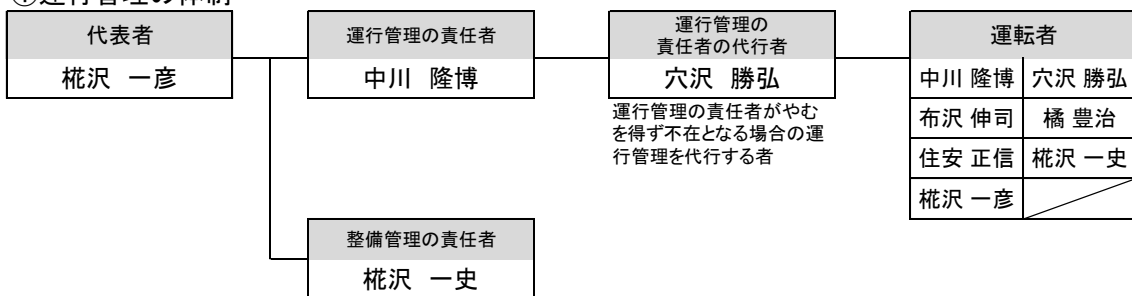
(1) 入広瀬コミュニティ協議会

コミュニティバスは、入広瀬コミュニティ協議会が運行主体となり、魚沼市から補助金を受け安全性・安定性を確保しながら運行する。なお、地域内の力（運転手等の地域雇用）を活用するとともに、地域に密着した運営を目指す。

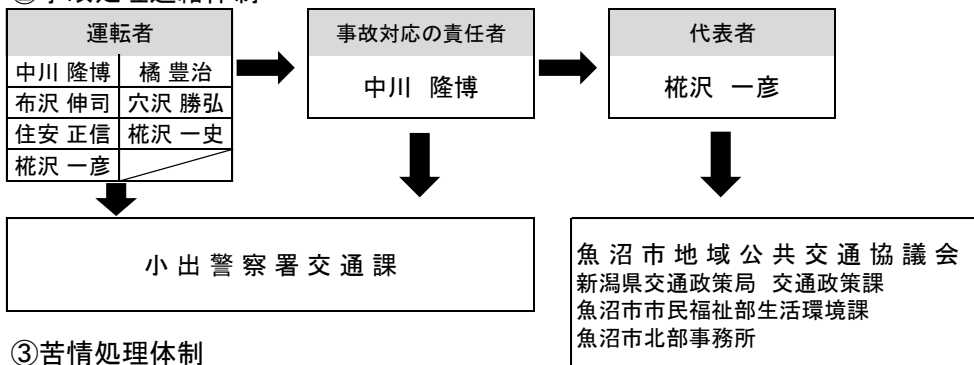


(2) コミバス運行管理・整備管理に係る指令系統

① 運行管理の体制

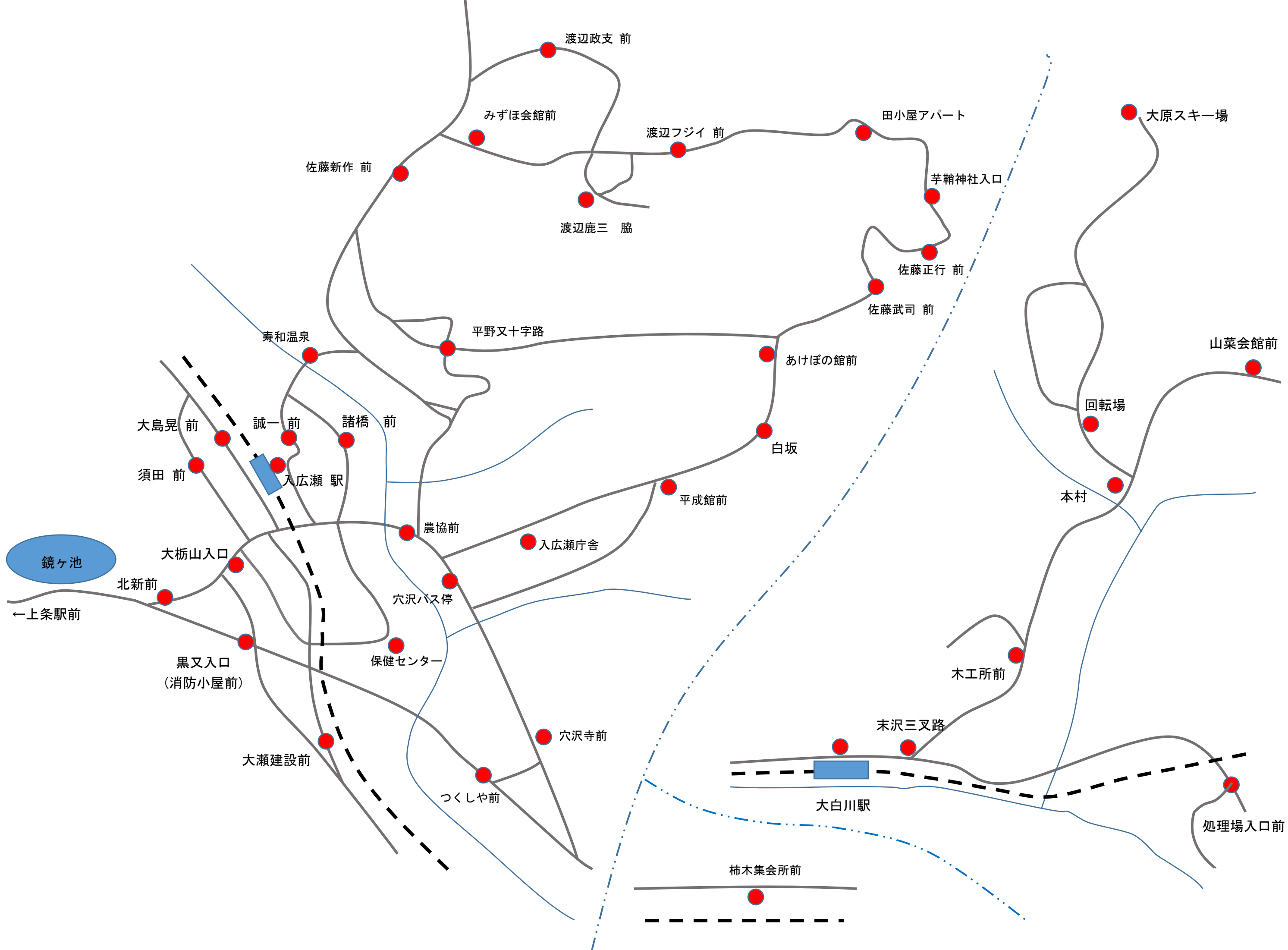


② 事故処理連絡体制



③ 苦情処理体制





渡辺政支 前

みずほ会館前

渡辺フジイ 前

田小屋アパート

大原スキー場

佐藤新作 前

渡辺鹿三 脇

芋鞆神社入口

佐藤正行 前

佐藤武司 前

寿和温泉

平野又十字路

あけぼの館前

山菜会館前

大島晃 前

誠一 前

諸橋 前

回転場

須田 前

入広瀬 駅

白坂

本村

平成館前

鏡ヶ池

大柄山入口

農協前

入広瀬庁舎

北新前

穴沢バス停

保健センター

木工所前

←上条駅前

黒又入口
(消防小屋前)

穴沢寺前

末沢三叉路

大瀬建設前

つくしや前

大白川駅

処理場入口前

柿木集会所前

魚沼市地域公共交通協議会規約新旧対照表

新	旧
<p>(事務所) 第3条 協議会の事務所は、魚沼市小出島<u>910番地</u>魚沼市役所本庁舎内に置く。</p>	<p>(事務所) 第3条 協議会の事務所は、魚沼市小出島<u>130番地1</u>魚沼市役所小出庁舎内に置く。</p>

1 協議会の開催

年月日	事業の概要	内 容
6月27日	第25回協議会	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度魚沼市乗合タクシーの運行実績について 平成30年度入広瀬コミュニティバスの運行実績について 市役所組織改編に伴う規約の改正について 平成30年度協議会事業報告及び決算について 組織変更（別表（第6条関係））に伴う規約の改正（案）について 生活交通確保維持改善計画（フィーダー系統）（案）について 自家用有償旅客運送の更新登録（入広瀬コミュニティ協議会）について
10月4日	第26回協議会 （書面表決）	<ul style="list-style-type: none"> 地域の移動手段確保支援事業の取組状況（評価）について 実証運行終了後の本格運行について
1月9日	第27回協議会 （書面表決）	<ul style="list-style-type: none"> 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について
3月15日	第28回協議会 （書面表決）	<ul style="list-style-type: none"> 副会長の互選及び監査員の任命について 乗合タクシーのダイヤ改正・運行計画について 令和2年度協議会事業計画及び予算について 地域内フィーダー系統生活交通確保維持改善計画変更届について 委員任期の更新について

2 計画に基づく事業

事業の名称	事業の概要	実行主体
運行ルート、時刻表検討	<ul style="list-style-type: none"> 運行路線の見直し 運行ルートの検討 時刻表の検討 	魚沼市地域公共交通協議会 魚沼市 【網形成計画施策 1、3、6】
高齢者の自動車運転から公共交通への転換促進	<ul style="list-style-type: none"> 自動車運転免許証自主返納者「共通回数券」の交付 215件（前年 167件） 乗合タクシー等共通回数券印刷 	魚沼市地域公共交通協議会 魚沼市 【網形成計画施策 4】
公共交通サービスに関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 乗合タクシー時刻表の作成 全市版、地域版時、HP 車両用マグネット路線表示 	魚沼市地域公共交通協議会 魚沼市 【網形成計画施策 5】
高速バス利用環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> 待合所、冬期間の駐車場確保 沿線8自治体運行事業者支援（十日町線） 	魚沼市 【網形成計画施策 8】
公共交通について議論する場の形成	<ul style="list-style-type: none"> 地域交通連会議の開催 出前講座、老人クラブ等（小出及び堀之内地区民生委員、葎沢、大倉） 	魚沼市地域公共交通協議会 魚沼市 【網形成計画施策 10】

令和元年度 魚沼市地域公共交通協議会決算書

○歳入

単位：円

款	項	目	本年度決算額	本年度予算額	差引	内 訳
1	負担金	1 負担金	2,071,000	2,071,000	0	・魚沼市負担金
2	諸収入	1 雑入	11	1,000	-989	・預金利息
合 計			2,071,011	2,072,000	-989	

○歳出

単位：円

款	項	目	本年度決算額	本年度予算額	差引	内 訳
1	運営費	1 会議費	34,000	118,000	-84,000	・アドバイザー謝金 10,000 (1回10,000円×1回) ・委員報償金 24,000 (日当2,000円×延11人) (監査日当2,000円×1人)
		2 事務費	5,676	5,000	676	・返信用切手 1,680 ・菓子折り(2件) 3,996
2	事業費	1 事業費	2,031,335	1,949,000	82,335	・時刻表印刷代(全戸用) 385,000 ・時刻表印刷代(地域版用) 108,900 ・乗合タクシー等共通回数券印刷代 57,035 ・免許返納優遇措置にかかる回数券利用精算 1,471,400 ・時刻表折込代 9,000
歳出合計			2,071,011	2,072,000	-989	

【歳入】2,071,011円 - 【歳出】2,071,011円 = 0円

魚沼市地域公共交通協議会

会 長 佐 藤 雅 一

魚沼市地域公共交通協議会

会長 佐藤 雅一 様

会計監査報告書

令和元年度魚沼市地域公共交通協議会収支決算について、監査を行いましたので、その結果を下記のとおり報告いたします。

記

1. 監査実施日等

実施日 令和2年6月17日

実施場所 魚沼市役所 本庁舎

2. 監査資料

魚沼市地域公共交通協議会決算書

帳簿類（予算差引簿、収入伝票、支出伝票）


預金通帳、その他関係書類

3. 監査結果

関係諸帳簿及び証拠書類によって監査した結果、出納及び帳簿類は適正であり、現金及び預金は相違ないと認める。

令和2年6月17日

監査員 波方 稔 

監査員 星 均晴 

魚公共第 号
令和 2 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 魚沼市地域公共交通協議会
住 所 新潟県魚沼市小出島 9 1 0 番地
代表者氏名 会長 佐藤 雅一 印

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

生活交通確保維持改善計画
(地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係)

令和2年6月29日
(名称) 魚沼市地域公共交通協議会
(代表者名) 会長 佐藤 雅一

生活交通確保維持改善計画の名称

魚沼市地域内フィーダー系統確保維持計画(令和3年度～令和5年度)

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

魚沼市においては、長岡市へと通じるJR上越線と、市の北部地域(守門・入広瀬地域)を結ぶJR只見線の小出駅を交通結節点にしたバス路線系統により、市街地と周辺の地域拠点が結ばれている。

また、市内に点在する生活圈と地域拠点等を結ぶとともに、路線バスを補完し少ない移動需要に対応する生活交通として、魚沼市乗合タクシーと小出まちなか循環線、入広瀬コミュニティバス(自家用有償旅客運送)が運行されており、それぞれの役割によって、魚沼市全域における地域公共交通網が形成されている。

市立病院や商業施設等が、市民の日常生活機能を担う中で、JR線及びバス路線が市中心部である小出市街地への移動手段として、車を運転できない学生や高齢者等を中心に、生活に必要な交通として機能している。

しかしながら、マイカーの普及と少子化により、当市の公共交通機関の利用者は減少を続け、バス路線の廃止や縮小、事業者の収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生している。

特に、高齢者における小出市街地へのアクセス向上が重要な課題となっており、小出市街地周辺地域においては、ドアツードアの乗合タクシーの市街地直通運行や運行見直しによって利便性向上に努めてきた。

乗合タクシーを唯一の移動手段としてくらしをたてる高齢者世帯にとって、乗合タクシーの存続が、健康な生活を営むうえで大きな影響を与えることから、持続可能な地域公共交通網の構築が必要となっている。

このため、JR線や広域的・幹線的なバス路線系統との接続などにより、利便性が高く、効果的で効率的な地域内フィーダー系統として運行している魚沼市乗合タクシーを確保・維持することを目的に、地域公共交通確保維持事業により、住民が生活交通を利用することによって安心して暮らせると実感できる地域社会を構築するため、地域公共交通網を持続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

過去2か年の輸送人員実績数(平均値)は、全体で約22,410人であり、利用者数の増加や利用拡大のための施策を推進する。

目標値については、別紙1のとおり、運行系統別に設定し、100%以上を維持することを目標とする。

(2) 事業の効果

魚沼市乗合タクシーを市内各地域で運行することにより、高齢者等の日常生活に不可欠な通院や買い物等に係る移動手段を確保することができる。また、JR線や広域的・幹線的なバス路線系統と連携することで、中心市街地への効果的な生活公共交通としての運行形態が実現できる。

さらには、外出機会の創出や、活発に人々が行き来することで外需が生まれ、高齢者の健康維持が地域の活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

○広報宣伝

- ・乗合タクシーのルートや乗り方が分かる時刻表の作成
市内全戸配布、地域版の配布
- ・市内イベント等への参加

○ダイヤ等調整

- ・路線バス、JRとの乗継ダイヤ改正
- ・路線の見直し

(魚沼市地域公共交通網形成計画 P35～48 参照)

上記取組について、事業者と自治体が連携を図りながら、魚沼市公共交通協議会が実施主体となる。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

○運行系統の概要

- ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

○予定している時刻表・路線図

- ・別紙添付

○運行予定者の決定流れ

- ・それぞれの事業者に、公共交通の運行方針を説明し、賛同する事業者に決定した。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

魚沼市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

- ・(株)小出タクシー
- ・奥只見タクシー(株)
- ・ひかり交通(株)
- ・観光タクシー(株) (魚沼市内タクシー事業者 4社)

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法

【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付 ・ 市全域が「過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項」の適用される要件に該当する過疎地域である。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金又は公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金又は公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし	
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	
該当なし	
(2) 事業の効果	
該当なし	
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
20. 協議会の開催状況と主な議論	
平成30年6月28日(第22回) 平成30年度事業計画について 平成31年1月11日(第23回) 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価 平成31年2月28日(第24回) 平成31年度事業計画、ダイヤ改正等について協議し合意 令和元年6月27日(第25回) 令和2年度事業計画について協議し合意 令和元年10月4日(第26回) 実証運行終了後の本格運行について協議 令和2年1月9日(第27回) 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価 令和2年3月15日(第28回) 令和2年度事業計画、ダイヤ改正等について、協議し合意 令和2年6月29日(第29回) 令和3年度事業計画について協議し合意	
21. 利用者等の意見の反映	
<p>小出地域循環乗合タクシーの逆回り便の要望があったため、全便のうち半分の便を平成28年10月から逆回りとした。平成31年4月からは、うおぬま眼科及び小出ショッピングセンター等を新たに停留所に加え、利便性を高めた。</p> <p>乗合タクシーについて詳しく知りたいとの意見があるため、広報活動の充実等を中心に据える方針とした。</p> <p>また、事業に係わる協議会には、各地域の住民代表者からも参画を得ている。</p>	
22. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	新潟県魚沼地域振興局地域整備部計画調整課 新潟県魚沼地域振興局企画振興部地域振興課
関係市区町村	魚沼市市民福祉部生活環境課 魚沼市産業経済部建設課 魚沼市福祉課市民福祉部介護福祉課
交通事業者・交通施設管理者等	東日本旅客鉄道(株) 南越後観光バス(株) 魚沼市タクシー協会 ひかり交通(株) 入広瀬コミュニティ協議会 国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所 新潟県小出警察署
地方運輸局	国土交通省北陸信越運輸局 国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局

その他協議会が必要と認める者	長岡工業高等専門学校教授 県立小出高等学校長 地域公共交通の利用者代表（市内6地区） 魚沼市老人クラブ連合会 魚沼市地域自立支援協議会 日本労働組合総連合会新潟県連合会中越地域協議会
----------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）魚沼市小出島 910 番地

（所 属）市民福祉部 生活環境課 交通対策係

（氏 名）関 祐樹

（電 話）025-792-9766

（e-mail）kankyo@city.uonuma.lg.jp

魚沼市乗合タクシー運行計画

別紙1

運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			過去2か年の利用者数 (実績)			年間利用者の目標値(人)		
		起点	経由地	終点	H30.4.1～ H31.3.31	H31.4.1～ R2.3.31	平均	令和3年度	令和4年度	令和5年度
奥只見タクシー(株)	(1) 小出まちなか循環線(順回り)	小出駅前	小出	小出駅前	1,303人	1,211人	1,260人	1,260人	1,260人	1,260人
	(2) 小出まちなか循環線(逆回り)	小出駅前	小出	小出駅前	1,039人	1,017人	1,030人	1,030人	1,030人	1,030人
(株)小出タクシー	(3) 小出地域乗合タクシー		小出		7,998人	8,245人	8,120人	8,120人	8,120人	8,120人
	(4) 湯之谷地域乗合タクシー		湯之谷		386人	366人	380人	380人	380人	380人
	(5) 田中・清本・長松・米沢乗合タクシー		清本・長松		453人	447人	450人	450人	450人	450人
	(6) ミツ又乗合タクシー		池平・中家		891人	835人	860人	860人	860人	860人
ひかり交通(株)	(7) 上稲倉・魚野地乗合タクシー		堀之内		3,760人	4,068人	3,910人	3,910人	3,910人	3,910人
	(8) 新道島乗合タクシー		堀之内		1,086人	1,014人	1,050人	1,050人	1,050人	1,050人
奥只見タクシー(株)	(9) 滝之又乗合タクシー		広神(西)		1,082人	1,439人	1,260人	1,260人	1,260人	1,260人
	(10) 水沢・越又・泉沢乗合タクシー		広神(西)		879人	948人	910人	910人	910人	910人
観光タクシー(株)	(11) 赤土乗合タクシー		守門		35人	27人	30人	30人	30人	30人
	(12) 福山新田乗合タクシー		守門		1,164人	1,219人	1,190人	1,190人	1,190人	1,190人
	(13) 高倉乗合タクシー		守門		2,202人	1,587人	1,890人	1,890人	1,890人	1,890人
	(14) 赤土・小出乗合タクシー		守門		-	70人	70人	70人	70人	70人

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和3年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
魚沼市	奥只見タクシー(株)	(1) 小出まちなか循環線(順回り)	小出駅前	小出	小出駅前	往 6.0 km 循環	244日	1,220回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワーク JR上越線 小出駅に接続	③
		(2) 小出まちなか循環線(逆回り)	小出駅前	小出	小出駅前	往 6.0 km 循環	244日	1,220回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワーク JR上越線 小出駅に接続	③
	(株)小出タクシー	(3) 小出地域乗合タクシー			小出	往 km 復 km	244日	4,880回		区域運行	②(1)	地域間交通ネットワーク JR上越線 小出駅に接続	③
		(4) 湯之谷地域乗合タクシー			湯之谷	往 km 復 km	244日	488回		区域運行	②(1)	地域間交通ネットワーク JR上越線 小出駅に接続	③
		(5) 田中・清本・長松・米沢乗合タクシー			清本・長松	往 km 復 km	123日	615回		区域運行	②(1)	地域間交通ネットワーク JR上越線 小出駅に接続	③
		(6) ミツ又乗合タクシー			池平・中家	往 km 復 km	121日	847回		区域運行	②(1)	地域間交通ネットワーク JR上越線 小出駅に接続	③
	ひかり交通(株)	(7) 上稲倉・魚野地乗合タクシー			堀之内	往 km 復 km	345日	2,112回		区域運行	②(1)	地域間交通ネットワーク JR上越線 小出駅に接続	③
		(8) 新道島乗合タクシー			堀之内	往 km 復 km	244日	976回		区域運行	②(1)	地域間交通ネットワーク JR上越線 小出駅に接続	③
	奥只見タクシー(株)	(9) 滝之又乗合タクシー			広神(西)	往 km 復 km	123日	738回		区域運行	②(1)	地域間交通ネットワーク JR上越線 小出駅に接続	③
		(10) 水沢・越又・泉沢乗合タクシー			広神(西)	往 km 復 km	121日	726回		区域運行	②(1)	地域間交通ネットワーク JR上越線 小出駅に接続	③
	観光タクシー(株)	(11) 赤土乗合タクシー			守門	往 km 復 km	47日	94回		区域運行	②(1)	地域間交通ネットワーク JR只見線 越後須原駅に接続	③
		(12) 福山新田乗合タクシー			守門	往 km 復 km	244日	1,464回		区域運行	②(1)	地域間交通ネットワーク JR只見線 越後須原駅に接続	③
		(13) 高倉乗合タクシー			守門	往 km 復 km	244日	1,464回		区域運行	②(1)	地域間交通ネットワーク JR只見線 越後上条駅に接続	③
		(14) 赤土・小出乗合タクシー			守門	往 km 復 km	100日	200回		区域運行	②(1)	地域間交通ネットワーク JR上越線 小出駅に接続	③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	魚沼市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	37,352
交通不便地域	37,352

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
37,352	魚沼市(全域)	過疎地域自立支援促進特別措置法

地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
魚沼市地域公共交通網形成計画	平成28年3月28日	平成29年度

(※参考)

対象人口	算定式	国庫補助上限額
37,352		

(※) 省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。
 なお、記載する場合の適用算定式においては、直近の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の算定式をご活用ください。

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
 ※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(口②(1))に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7(口②(2)(実施要領の2.(1)⑭))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

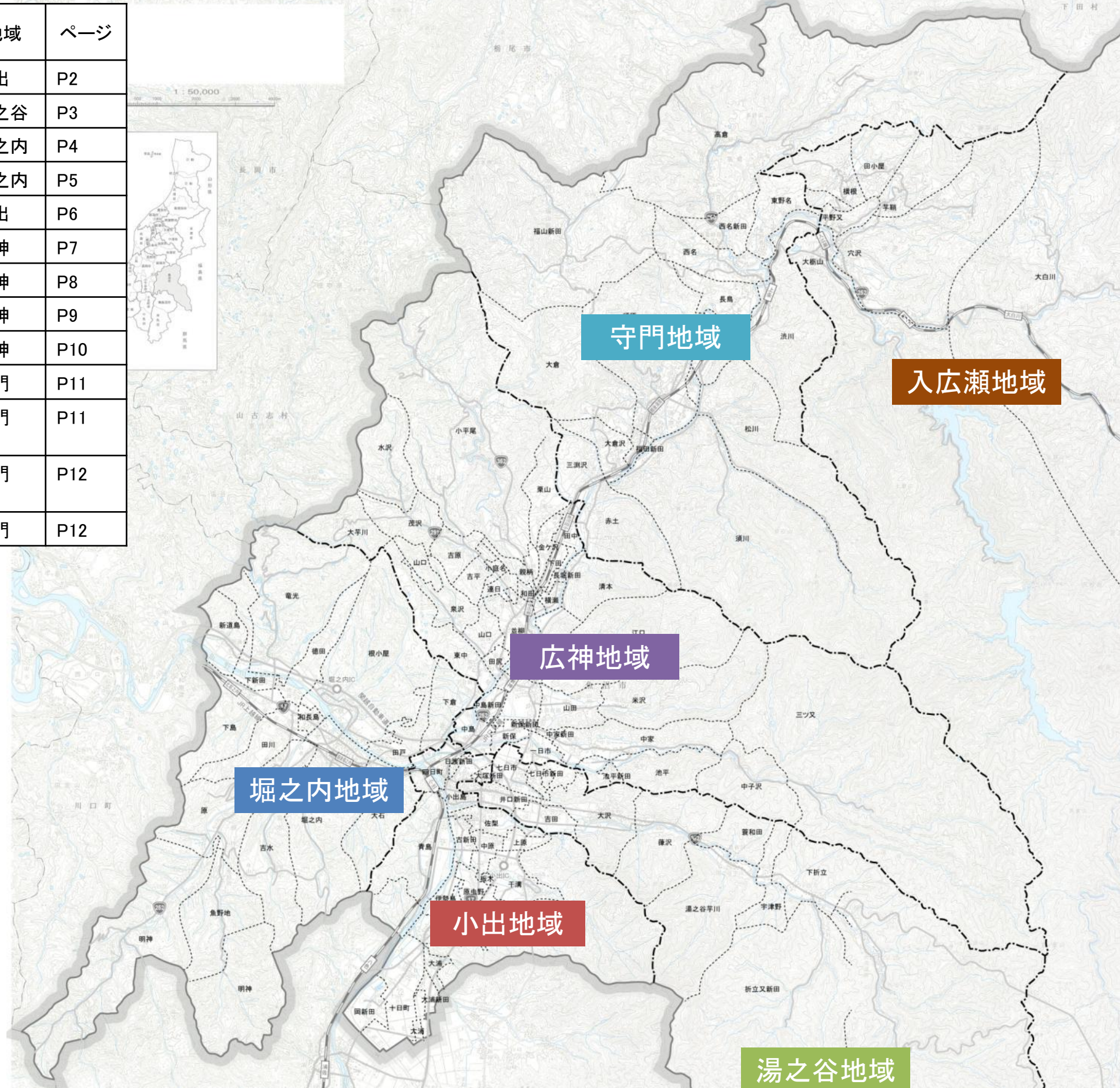
1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
 (ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

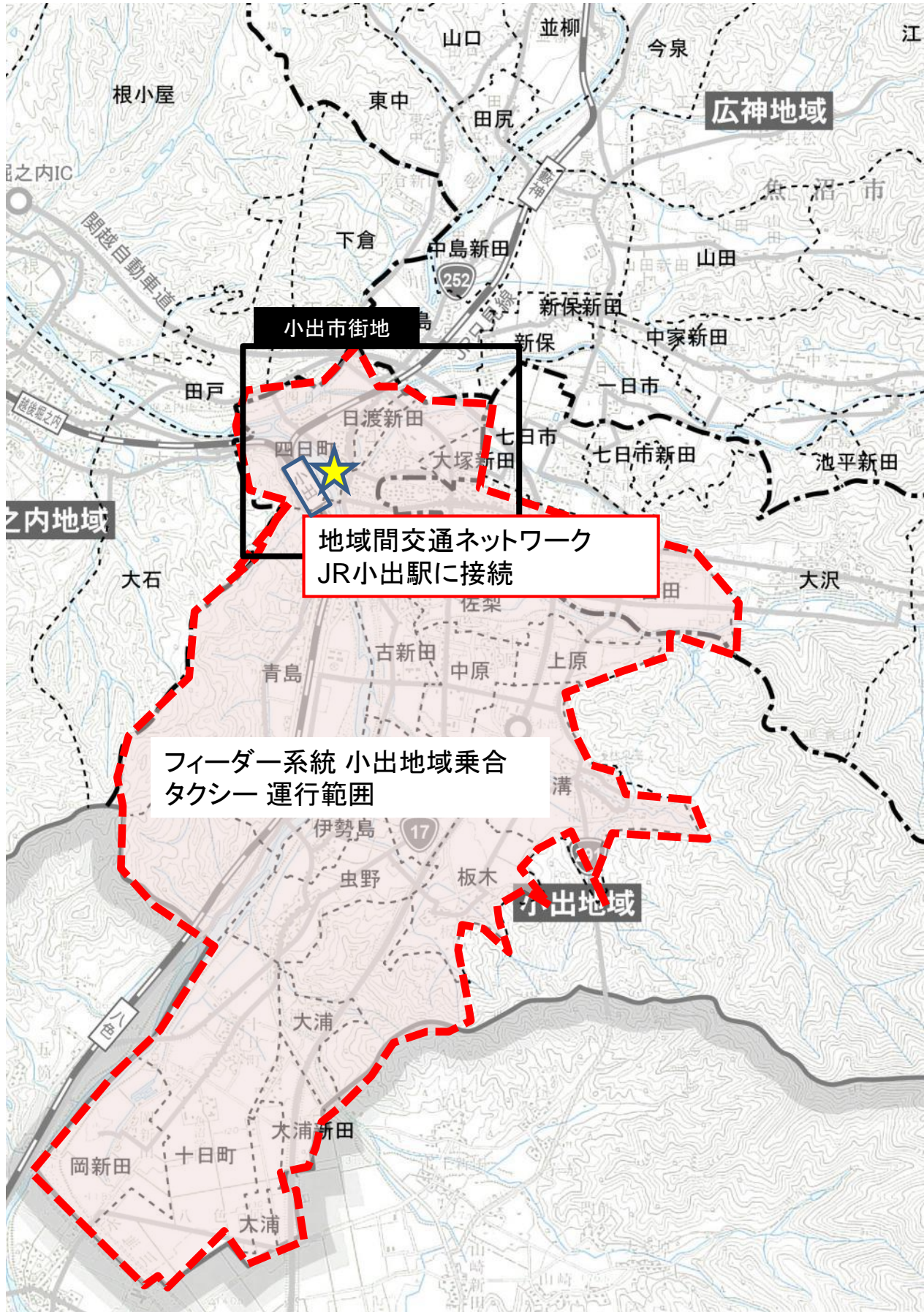
令和3年度

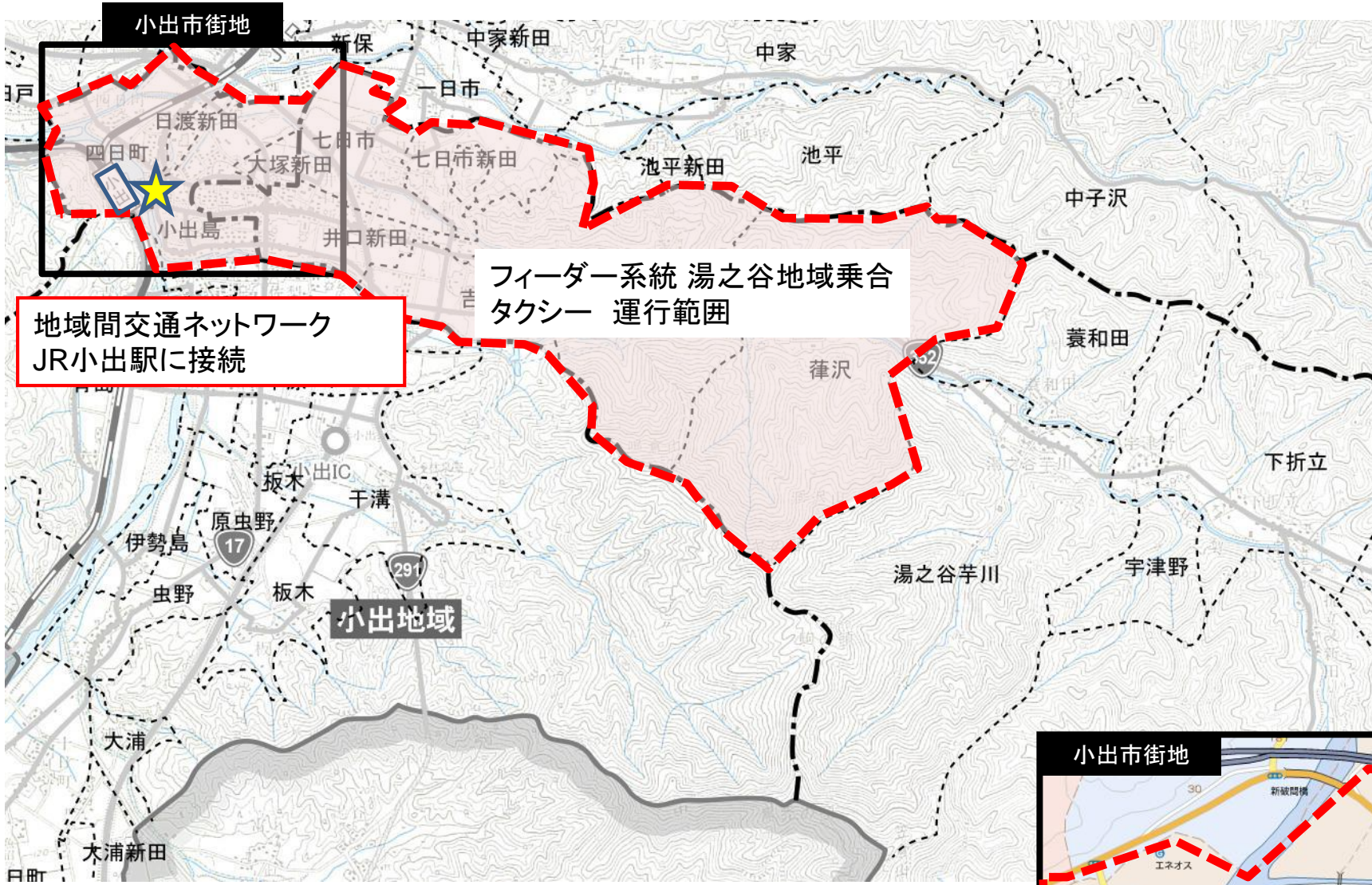
魚沼市乗合タクシー—路線図

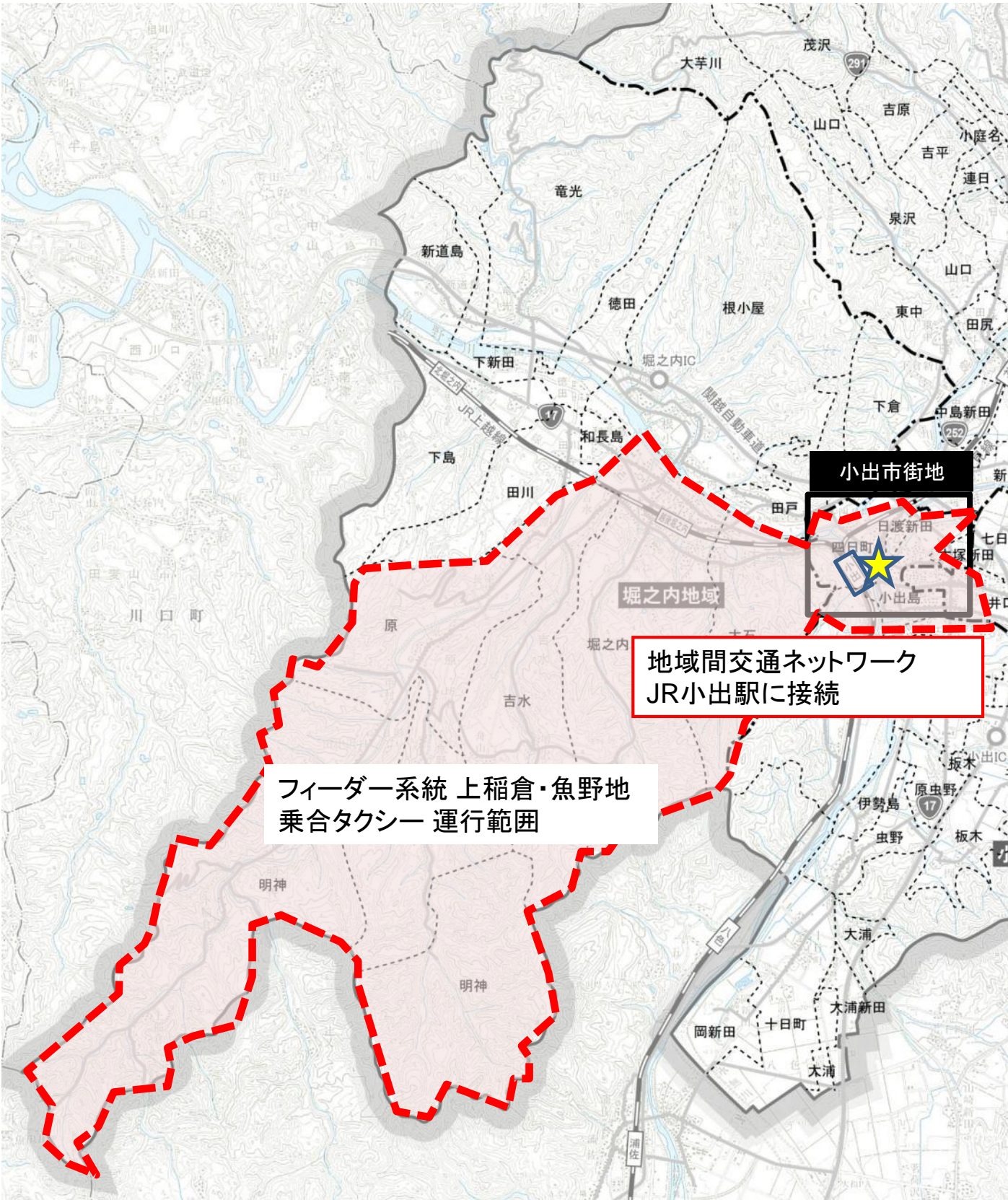
路線名と目次

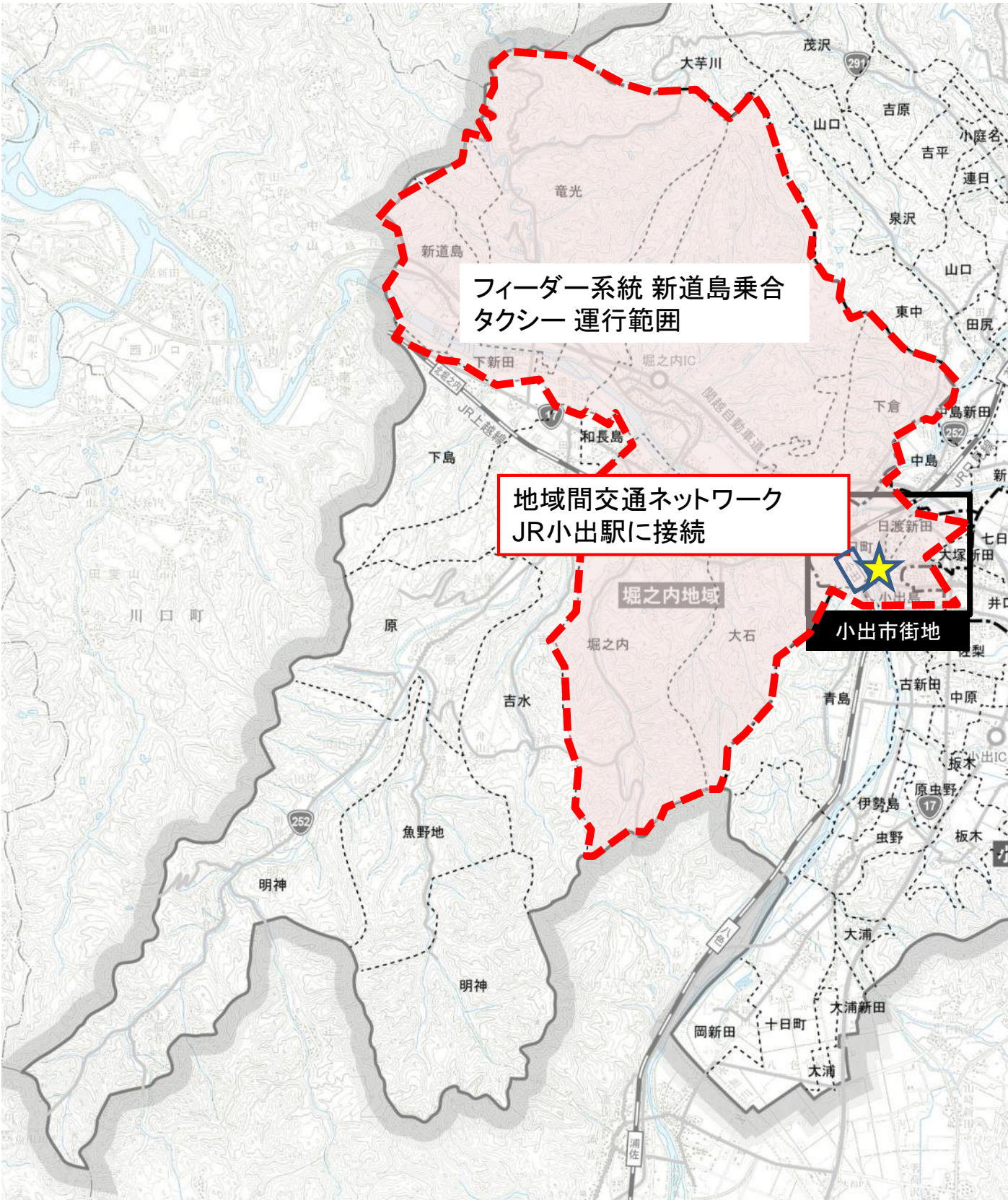
路線番号	路線名	地域	ページ
1	小出地域乗合タクシー	小出	P2
2	湯之谷地域乗合タクシー	湯之谷	P3
3	上稲倉・魚野地乗合タクシー	堀之内	P4
4	新道島乗合タクシー	堀之内	P5
5	小出まちなか循環線	小出	P6
6	滝之又乗合タクシー	広神	P7
7	水沢・越又・泉沢乗合タクシー	広神	P8
8	田中・清本・長松・米沢乗合タクシー	広神	P9
9	三ツ又乗合タクシー	広神	P10
10	高倉乗合タクシー	守門	P11
11	福山新田乗合タクシー 「福山新田～須原線」	守門	P11
12	赤土乗合タクシー	守門	P12
13	赤土・小出乗合タクシー	守門	P12









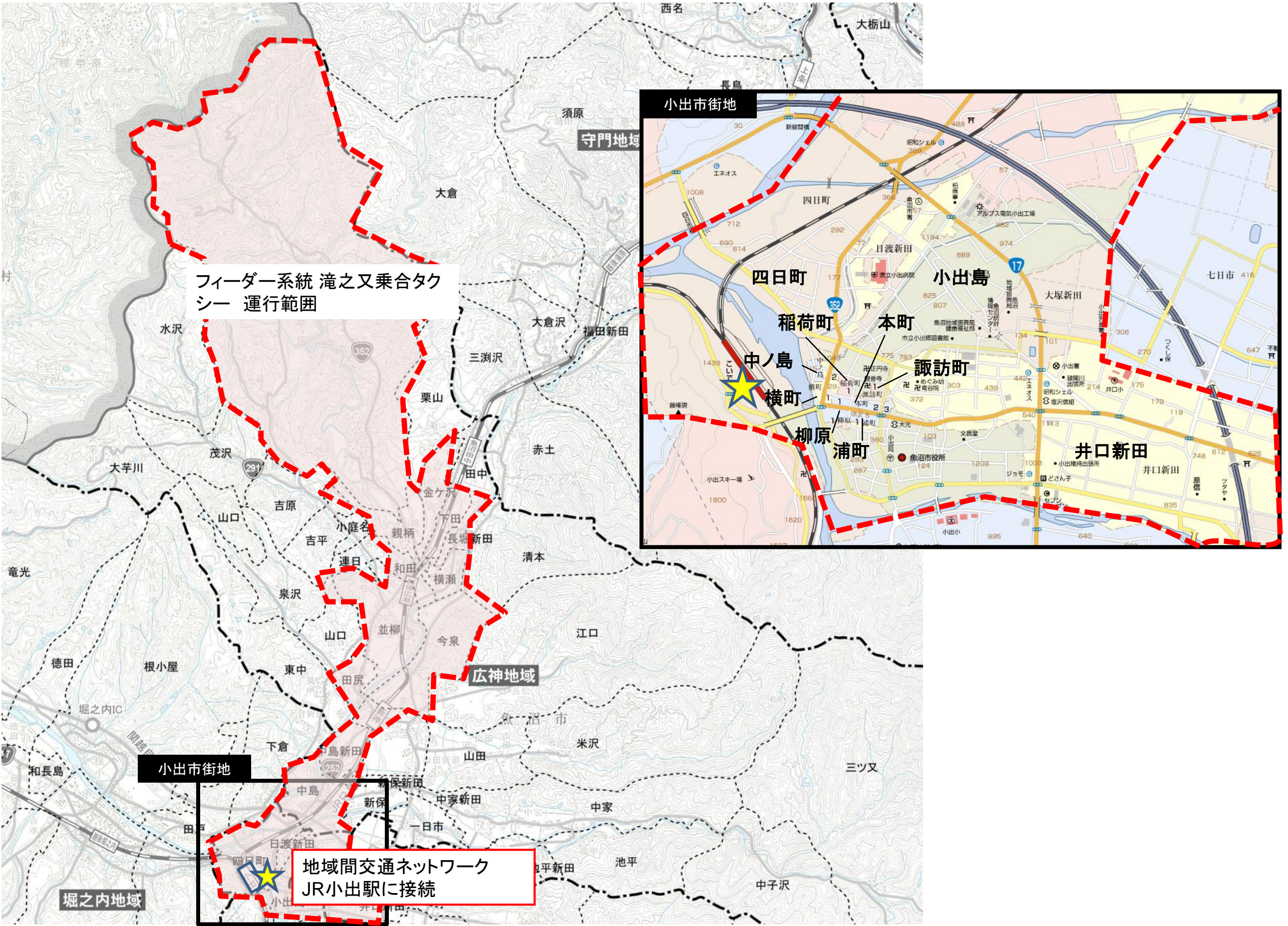


降車はルート上で自由

フィーダー系統
小出まちなか循環線



地域間交通ネットワーク
JR小出駅に接続



フィーダー系統 滝之又乗合タクシー 運行範囲

地域間交通ネットワーク
JR小出駅に接続

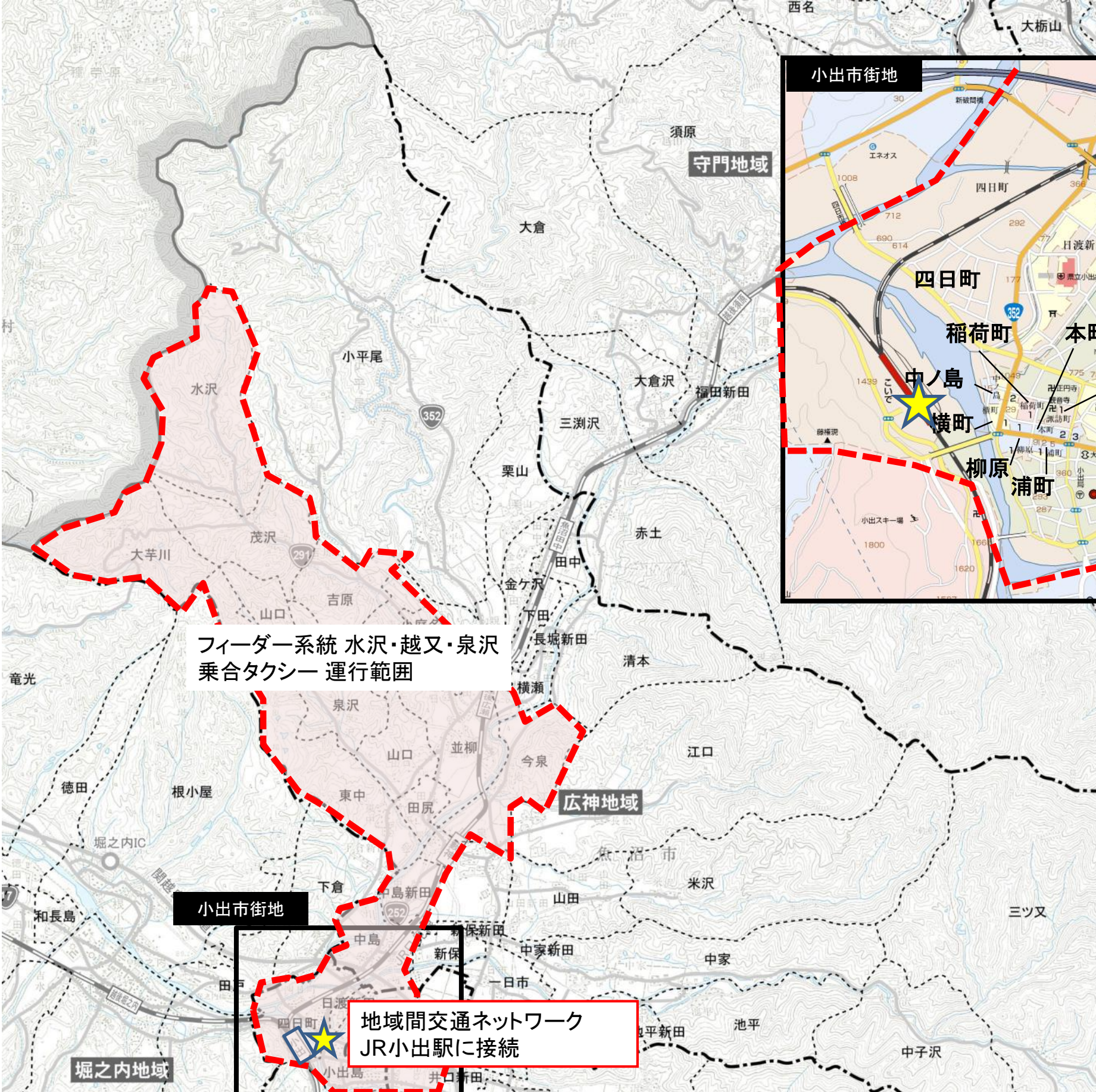
小出市街地

小出市街地

堀之内地域

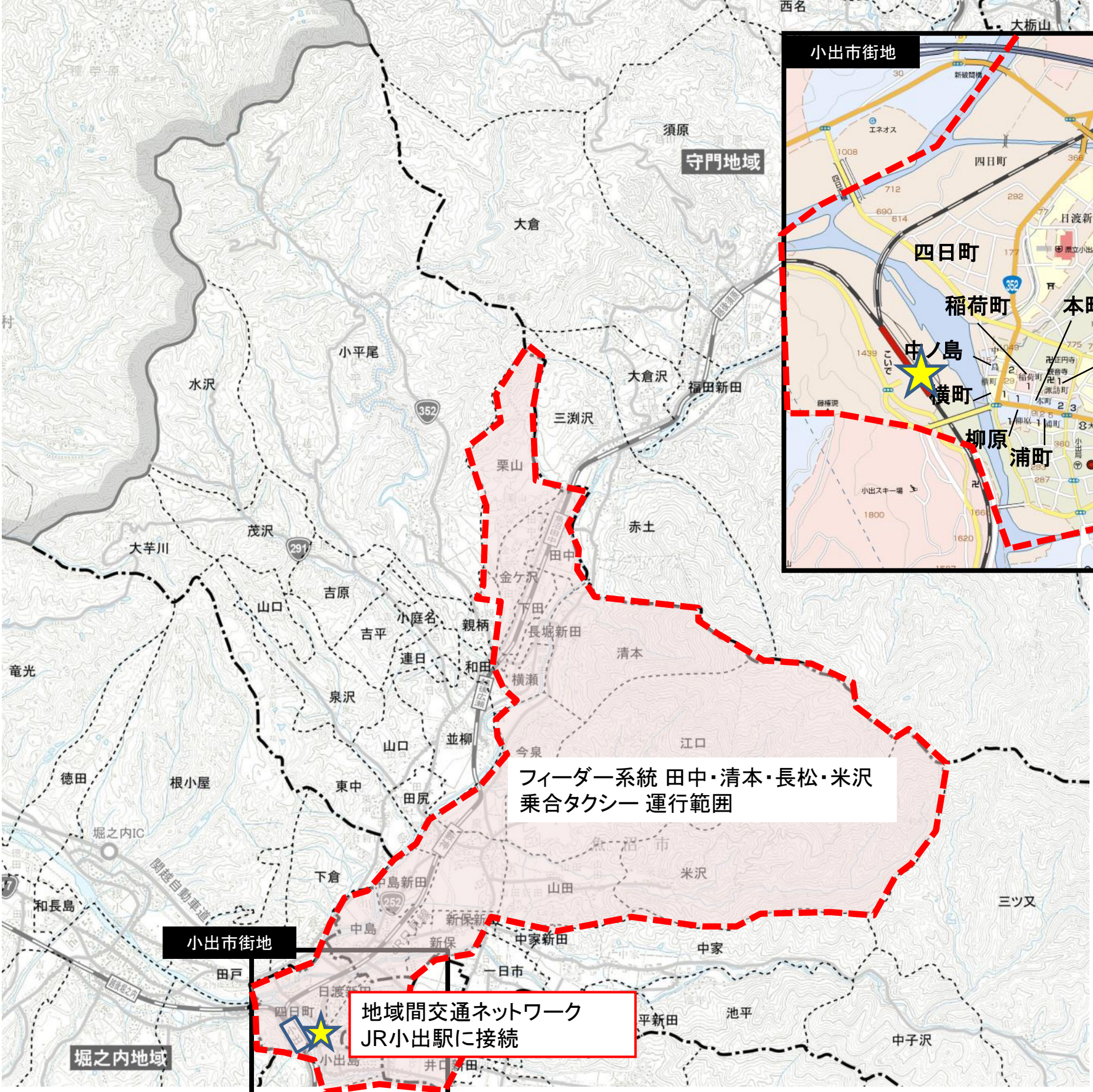
廣神地域

守門地域

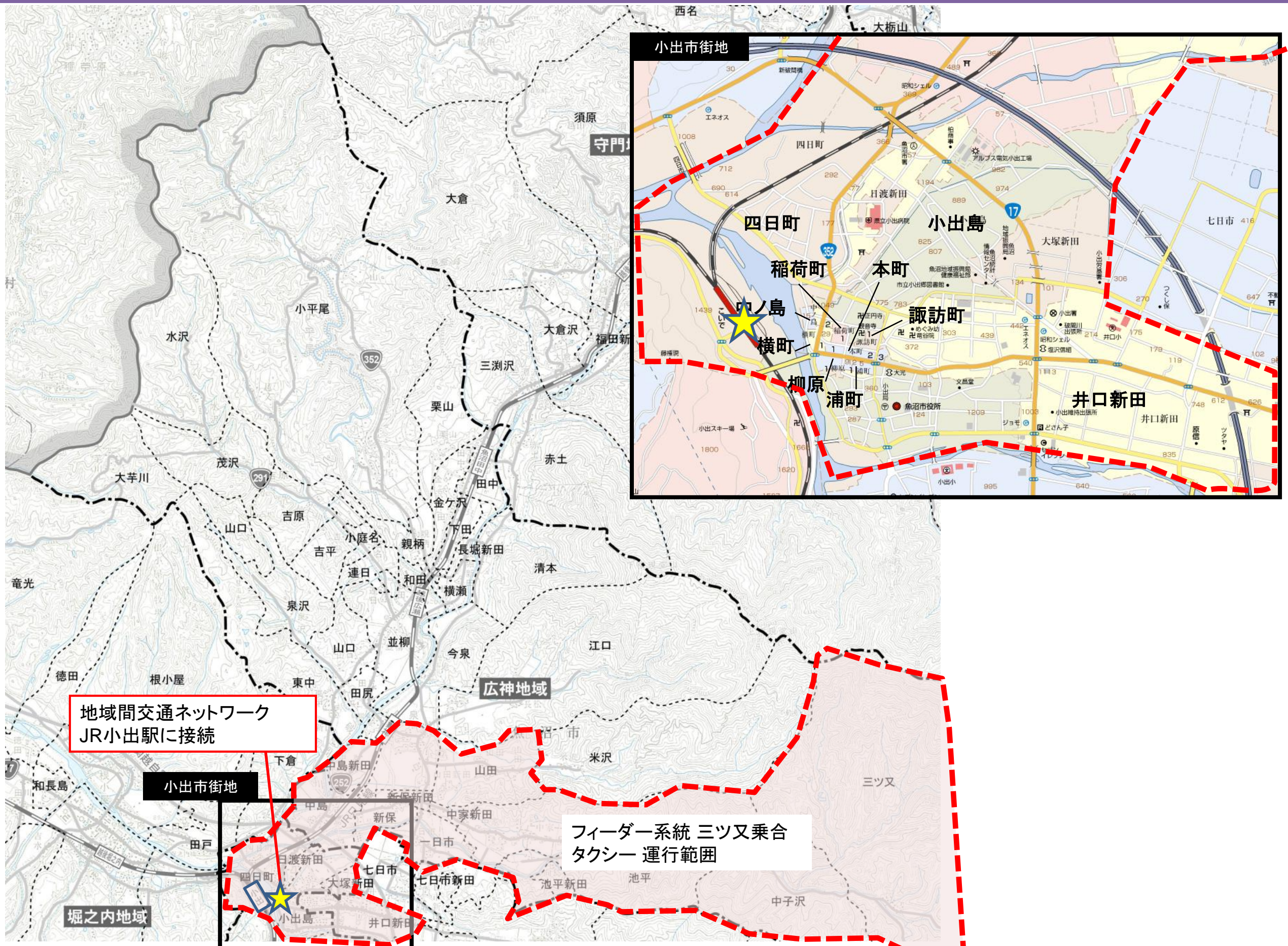


フィーダー系統 水沢・越又・泉沢
乗合タクシー 運行範囲

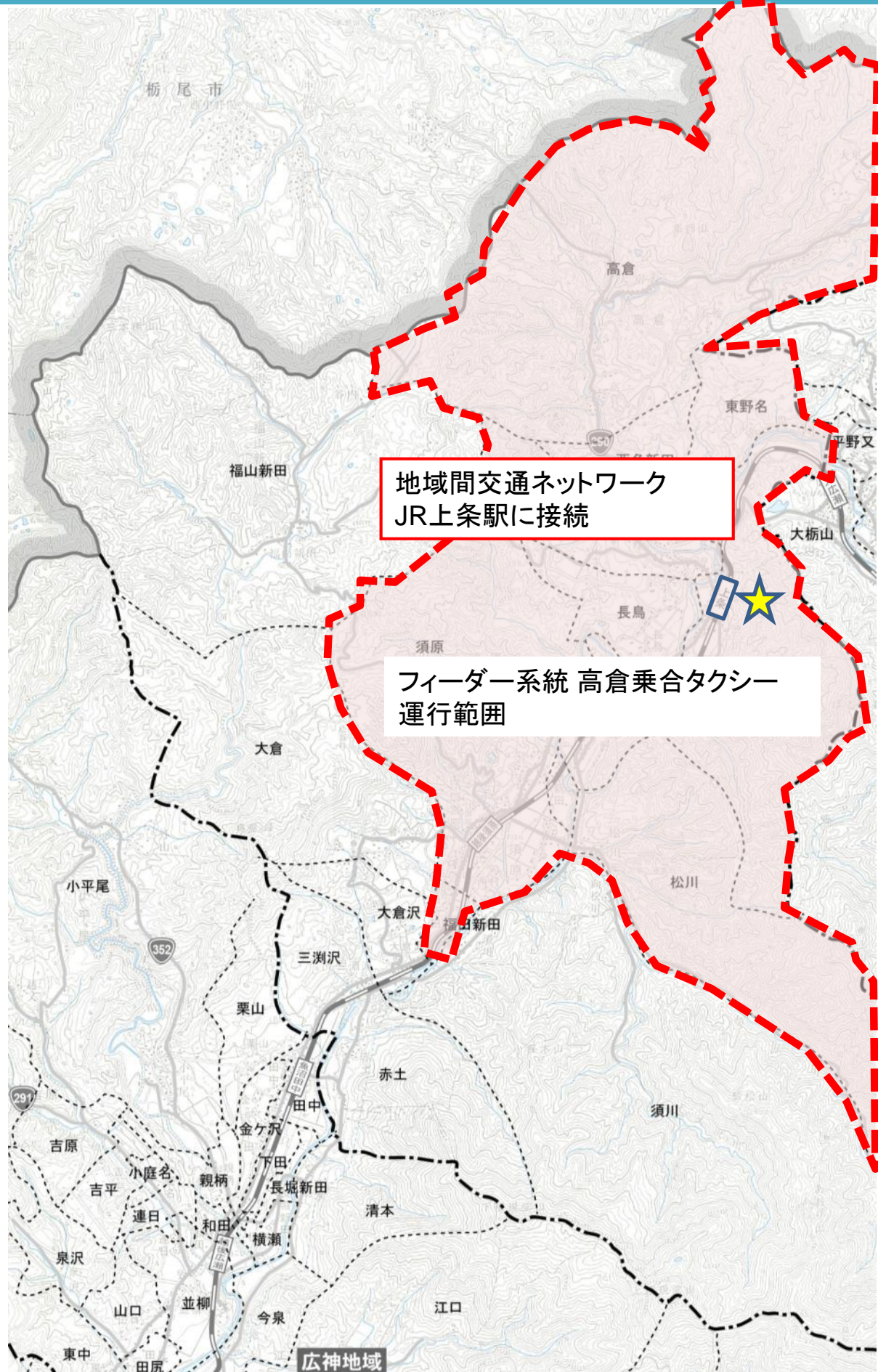
地域間交通ネットワーク
JR小出駅に接続



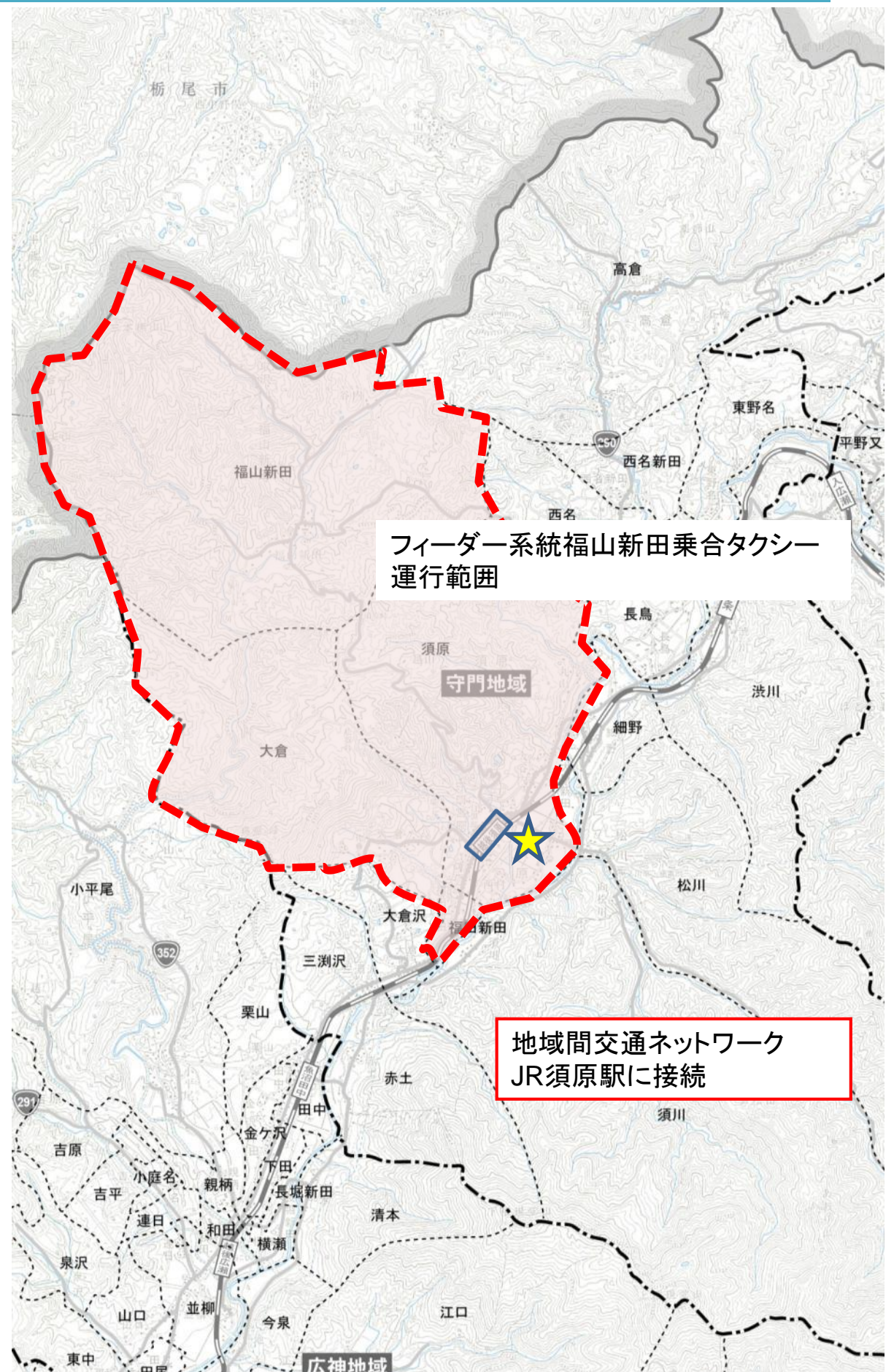
地域間交通ネットワーク
JR小出駅に接続

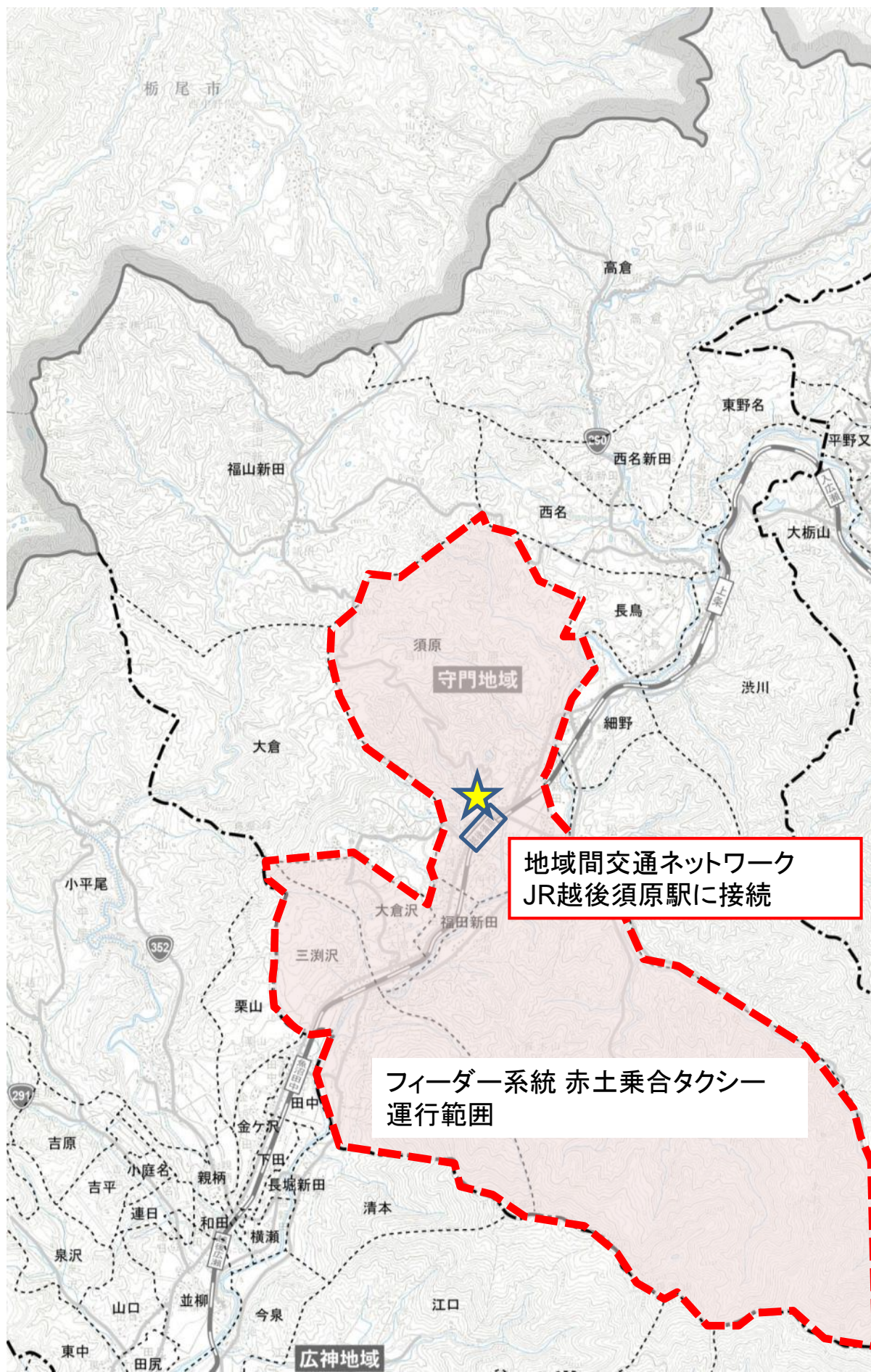


10 高倉乗合タクシー



11 福山新田乗合タクシー





魚沼市地域公共交通計画の策定について

地域公共交通に関する新たな計画

魚沼市における交通計画の変遷

- 1 地域公共交通総合連携計画（平成 22 年度～平成 27 年度）
- 2 地域公共交通網形成計画（平成 28 年度～令和 2 年度）・・・最終年度

新たな計画・・・「地域公共交通計画」（計画期間：令和 3 年度～令和 7 年度）

本市の公共交通施策に関するこれまでの取り組みを踏まえ、地域公共交通体系を再点検し、社会経済情勢の変化や、地域の特性に応じた今後 5 年間の新たな計画を策定する。

- 社会経済情勢の変化
 - ・人口減少、少子高齢化社会の本格化
 - ・高齢者による運転に係る問題の顕在化
 - ・運転者不足の深刻化
 - ・公共交通確保・維持のための公的負担の増加
 - ・新たな技術開発などの進展

国の新たな動き

- 令和 2 年 6 月一部改正、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」
 - ・原則として、地方公共団体による「地域公共交通計画」作成の努力義務化
定量的な目標設定、実施状況の分析・評価の明確化
立地適正化計画との連携 ほか

魚沼市地域公共交通計画の策定について

- 令和 2 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業（計画策定事業）） 交付決定日：令和 2 年 6 月 5 日
 - ・地域公共交通に関する現況調査と現計画達成度評価
 - ・利用者ニーズ調査
 - ・交通事業者ヒアリング
 - ・魚沼市地域公共交通計画（案）取りまとめ
 - ・計画策定に向けた今後の交通体系等に係わる協議

■計画策定のスケジュール

○年度内に「魚沼市地域公共交通計画」を取りまとめる。
○年内に「魚沼市地域公共交通計画（素案）」を取りまとめ、1月中旬～2月上旬でパブコメを実施し、2月下旬に協議会で成案とする。
○年間5回の協議会を予定している。

協議会の実施時期と内容（案）

令和2年度	実施時期	協議内容
第1回協議会	令和2年6月29日	○計画策定スケジュールの確認 ○アンケート内容の確認(利用者、高校生)
第2回協議会	令和2年8月28日	○現況と課題の整理 ○アンケートの速報結果の整理
第3回協議会	令和2年10月12日	○地域公共交通計画の骨子を協議
第4回協議会	令和2年12月中旬	○地域公共交通計画に定める事業を協議 ○パブコメにかける地域公共交通計画(案)を協議
第5回協議会	令和3年2月下旬	○パブコメの意見を踏まえ修正した案を協議し、成案

作業項目	業務工程										備考	
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1. 魚沼市地域公共交通計画策定												
(1) 公共交通の現況と課題		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	破線は、補足・修正
(2) 魚沼市地域公共交通網形成計画の評価		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	破線は、補足・修正
(3) 地域公共交通計画の検討				■	■	■	■	■	■	■	■	破線は、補足・修正
(4) 地域公共交通計画に定める事業の検討					■	■	■	■	■	■	■	破線は、補足・修正
2. 計画策定に向けた調査												
(1) 交通事業者ヒアリング				■								
(2) 地域乗合タクシー・コミュニティバス利用者アンケート		■	■	■	■	■						破線は、補足・修正
(3) 高校生(市内在住)アンケート		■	■	■	■							破線は、補足・修正
パブリックコメントの実施								■	■			
3. 法定協議会の開催	■		■		■		■			■		

■ 計画策定に向けた意向調査

(実施目的)

○利用してもらえ地域公共交通計画を策定するため、利用者及び利用する可能性がある高校生を対象としてアンケートを実施する。また、公共交通の事業者に対しても運行している視点から運行内容の改善内容及び新たな施策の可能性の聞き取りをする。

(実施方針)

- ①魚沼市の公共交通の支線となっている地域乗合タクシー・コミュニティバス（主に高齢者の移動手段）について、利用者アンケートを実施し、現状の課題等を整理する。
- ②公共交通の維持において、毎日利用してもらうことが収入の安定につながるため、毎日の通学で利用する可能性が高い高校生に対して、現在の公共交通の利用状況、課題等を把握する。
- ③事業者ヒアリングは、網形成計画の評価及び地域公共交通計画の構成案に関して、事業者の意見を反映し、より実現力のある計画作成に向け実施するものとする。

表 各調査の概要

	①利用者アンケート (地域乗合タクシー・コミュニティバス)	②高校生アンケート	③交通事業者ヒアリング
対象者	6路線の利用者 (小出、堀之内、湯之谷、広神、 守門、入広瀬コミュニティバス)	高校2年生	バス会社:1社 タクシー会社:4社 コミュニティ協議会:1団体
実施時期	7月下旬～8月上旬 (2週間程度)	7月下旬～8月上旬	9月中旬～下旬
配布数	600部	320部	—
配布/回収	運転手による配布/ 郵送回収 (投函期限: 配布から2週間後程度)	郵送配布/郵送回収 (投函期限: 配布から2週間後程度)	個別訪問
配布物	・依頼文・調査票(A3) ・返信用封筒(長形3号) ※透明な袋に封入	・依頼文・調査票(A3) ・発送用封筒(角形2号) ・返信用封筒(長形3号)	—

■利用者アンケートの主な設問項目

設問		備考
個人属性	住所（地域・地区）	基礎情報の整理
	年齢	
	性別	
	他の交通手段の有無	
乗合タクシーの利用状況	利用目的	
	目的地	
	利用頻度	
	満足度	
トラブル時の対応	乗合タクシーを利用できなかった場合の有無 → あった時の移動方法	
改善	改善要望	
	改善提案の利用意向	
タクシーの利用状況	利用頻度	
	利用目的	
	利用時の目的地と運賃	
スマートフォン等の保有状況	スマホ保有状況（又は保有見込み）	
	タブレット端末、パソコンの保有状況（又は保有見込み）	
公共交通	自由意見	

■高校生アンケートの主な設問項目

設問		備考
個人属性	住所（地域・地区）	基礎情報の整理
	性別	
	通学先（市内、市外）	
課外活動と通学手段	通学時刻	公共交通を利用する可能性の把握
	課外活動の有無	
	通常時の通学手段	
	冬期時の通学手段	
鉄道	改善要望	
路線バス	利用しない理由	
	改善要望	
公共交通	自由意見	